

## 新 旧 対 照 表

規程等名称 : 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）実施方針（案）

所管課等名称 : 再整備推進課

旧	新
公 表 : 令和 2 年 1 月 27 日	公 表 : 令和 2 年 1 月 27 日 <u>修正版公表 : 令和 2 年 6 月 22 日</u>
目次	目次
(第 1 及び第 2 省略)	(第 1 及び第 2 省略)
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件
1 入札参加者が企業グループである場合の構成等	1 入札参加者が企業グループである場合の構成等
2 共通の参加資格要件	2 共通の参加資格要件
3 各業務における参加資格要件	3 各業務における参加資格要件
(第 4 から第 7 まで 省略)	(第 4 から第 7 まで 省略)
第 8 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項	第 8 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項
1 <b>敷地</b> の立地条件	1 <u>本施設</u> の立地条件
2 本施設の概要	2 本施設の概要
(第 9 から第 12 まで 省略)	(第 9 から第 12 まで 省略)
別紙 1 本事業の実施体制	別紙 1 本事業の実施体制
別紙 2 西谷浄水場平面図	別紙 2 西谷浄水場平面図
別紙 3 事業者管理範囲	別紙 3 事業者管理範囲
別紙 4 <b>整備対象施設一覧</b>	別紙 4 <u>設計・工事期間における整備内容と既設仕様等</u>
別紙 5 新設対象施設配置（案）	別紙 5 新設対象施設配置（案）
別紙 6 <b>更新・耐震補強対象施設</b>	別紙 6 <u>撤去対象施設</u>
別紙 7 <b>撤去対象施設</b>	別紙 7 <u>既設流用施設</u>
別紙 8 閲覧資料一覧	別紙 8 閲覧資料一覧
別紙 9 リスク分担表	別紙 9 リスク分担表
用語の定義	用語の定義
(本事業から事業者まで省略)	(本事業から事業者まで省略)
	<u>事業者管理範囲</u>
	<u>要求水準書に基づき事業者が実施する、設計及び工事並びに運転・維持管理業務を行う事業用地</u>

(基本協定から基本契約等まで省略)

#### 保守点検

建築物、土木構造物及び機械・電気設備について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいい、修繕又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

#### メーカー定期点検

機械・電気設備について、定期的に運転を停止し、各部異常の有無の確認、測定器による診断、性能試験等を製造メーカー等が行うことをいう。

#### 修繕

部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

#### 突発的な修繕

上記修繕のうち、予見することが困難な突発的な故障や事故等に対応することをいう。

#### 更新

劣化した部位・部材又は機器等を新しい物に取り替えることにより、劣化した部位・部材又は機器の性能及び機能を初期の状態又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

#### 技術提案等

入札参加者が提出した技術提案並びに入札者の設計・施工・運営に係る計画策定能力及び実現力並びに社会性・信頼性をいう。

(技術資料 省略)

#### 新設対象施設

建設工事請負契約に基づき、事業者が設計・工事期間に新設及び増設を行う施設をいう (別紙4参照)。

#### 既設施設

事業開始前から本施設内にある既設の施設をいう。

なお、既設施設は、撤去対象施設、更新対象施設、耐震補強施設及び既設流用施設に分類される。

#### 撤去対象施設

事業期間中に、水道局又は事業者が撤去する施設をいう (別紙4参照)。

#### 更新対象施設

#### の範囲をいう。

(基本協定から基本契約等まで省略)

#### 保守点検

建築物 (建築設備を含む。)、土木構造物及び機械・電気設備について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいい、修繕又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

#### 削除

#### 修繕

消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を、実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

なお、修繕は簡易な修繕及び高度な修繕に分類される。

#### 削除

#### 簡易な修繕

特殊な機器、部品及び高度な専門技術又は外部(メーカー等)からの人的応援を必要としない程度の修繕をいう。

#### 高度な修繕

簡易な修繕では対応できない修繕をいう。

#### 削除

#### 技術提案等

入札参加者が提出した技術提案及び入札者の設計・施工・運営に係る計画策定能力、実現力並びに社会性・信頼性をいう。

(技術資料 省略)

#### 新設対象施設

設計・工事期間中に、事業者が新設する施設をいう。

#### 既設施設

本事業開始前から存続する水道局が設置した施設をいう。

なお、既設施設は、撤去対象施設及び既設流用施設に分類される。

#### 撤去対象施設

設計・工事期間中に、水道局又は事業者が撤去する施設をいう。

#### 削除

事業期間中に、事業者が更新を実施する施設をいう（別紙4参照）。

#### 耐震補強施設

事業期間中に、事業者が耐震補強を実施する施設をいう（別紙4参照）。

既設流用施設

既設施設のうち、そのまま事業期間を通じて使用する施設をいう（別紙4参照）。

（J V 構成員及び J V 代表構成員 省略）

（第1の1から第1の2(1)まで省略）

第1の2(2) 公共施設等の管理者の名称

横浜市水道事業管理者 水道局長 山隈 隆弘

（第1の2(3)省略）

第1の2(4) 事業に関係する主な法令等

事業者は、本事業を実施するに当たっては、必要とされる関係法令等を遵守し、最新のものを適用する。

なお、本施設の整備に関して特に留意すべき主な法令等は、次のとおりである。

（第1の2(4)ア(ア)から(ヒ)まで省略）

第1の2(4)ア(ア)

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）

（第1の2(4)ア(ハ)から(ニ)まで省略）

第1の2(4)ア (A)

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）

第1の2(4)ア (X)

その他本事業に関連する法令等

#### 削除

既設流用施設

設計・工事期間中に事業者が修繕、耐震補強を行うことで、そのまま本事業期間を通じて使用する施設をいう。

#### 更新対象施設

設計・工事期間を除く運転・維持管理期間に、水道局が更新する施設をいう。

（J V 構成員及び J V 代表構成員 省略）

（第1の1から第1の2(1)まで省略）

第1の2(2) 公共施設等の管理者の名称

横浜市水道事業管理者 水道局長 大久保 智子

（第1の2(3)省略）

第1の2(4) 事業に関係する主な法令等

事業者は、本事業を実施するに当たっては、必要とされる関係法令等を遵守し、最新のものを適用する。

本事業対象業務に影響を及ぼす（事業者に対して一般に適用されるものは除く。）法令等が制定、改正又は廃止された場合は、事業者の対応とするが、費用については別途、水道局が負担する。

なお、本事業に関して特に留意すべき主な法令等は、次のとおりである。

（第1の2(4)ア(ア)から(ヒ)まで省略）

第1の2(4)ア(ア)

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）

（第1の2(4)ア(ハ)から(ニ)まで省略）

第1の2(4)ア(A)

建築士法（昭和25年法律第202号）

第1の2(4)ア(X)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

第1の2(4)ア(ε)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第1の2(4)ア (γ)

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）

第1の2(4)ア(ϋ)

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

第1の2(4)ア (ϐ)

その他本事業に関連する法令等

(第1の2(4)イ(ア)から(ク)まで省略)

第1の2(4)イ(カ)

横浜市地域冷暖房推進指針(平成8年4月1日制定)

第1の2(4)イ(コ)

その他本事業に関連する条例等

第1の2(4)ウ 要綱、指針等

本事業で適用する要綱、指針等は次のとおりであり、最新版を適用する。ただし、同等の性能を確保した場合はこの限りでなく、その他本事業に関係する要綱、指針等があればそれを適用する。また、仕様書等に定めのないものは水道局の確認を要する。

(第1の2(4)ウ(ア)から(オ)まで省略)

第1の2(4)ウ(カ)

建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)

第1の2(4)ウ(キ)

建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)

第1の2(4)ウ(ク)

官庁施設の総合耐震計画基準(国土交通省)

(第1の2(4)イ(ア)から(ク)まで省略)

削除

第1の2(4)イ(ク)

その他本事業に関連する条例等

第1の2(4)ウ 要綱、指針等

本事業で適用する要綱、指針等は次のとおりであり、設計及び工事並びに運転・維持管理の各段階において該当する最新版を適用する。ただし、同等の性能を確保した場合はこの限りでなく、その他本事業に関係する要綱、指針等があればそれを適用する。また、用語の定義や仕様書等に定めのないものは水道局の確認を要する。

(第1の2(4)ウ(ア)から(オ)まで省略)

第1の2(4)ウ(カ)

横浜市地域冷暖房推進指針

第1の2(4)ウ(キ)

建築工事監理指針(国土交通省)

第1の2(4)ウ(ク)

機械設備工事監理指針(国土交通省)

第1の2(4)ウ(ケ)

電気設備工事監理指針(国土交通省)

第1の2(4)ウ(コ)

建築改修工事監理指針(国土交通省)

第1の2(4)ウ(カ)

横浜市建築構造設計指針

第1の2(4)ウ(シ)

建築工事安全施工技術指針(国土交通省)

第1の2(4)ウ(ス)

横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針

第1の2(4)ウ(セ)

横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針

第1の2(4)ウ(ソ)

建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)

第1の2(4)ウ(タ)

建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)

第1の2(4)ウ(チ)

建築物の解体工事に係る指導要綱(横浜市)

第1の2(4)ウ(ツ)

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)

第1の2(4)ウ(テ)

横浜市建築基準法取扱基準集

第1の2(4)ウ(ト)

建築設計基準(国土交通省)

第1の2(4)ウ(ナ)

建築設計基準の資料(国土交通省)

第1の2(4)ウ(ケ)

その他本事業に関連する要綱、指針等  
(第1の2(4)エ(ア)から(サ)まで省略)

第1の2(4)エ(シ)

建築工事監理指針(国土交通省)

第1の2(4)エ(ス)

機械設備工事監理指針(国土交通省)

第1の2(4)エ(セ)

電気設備工事監理指針(国土交通省)

第1の2(4)エ(ソ)

建築改修工事監理指針(国土交通省)

第1の2(4)エ(タ)

横浜市建築局建築工事特則仕様書

第1の2(4)エ(チ)

横浜市建築局機械設備工事特則仕様書

第1の2(4)エ(ツ)

横浜市建築局電気設備工事特則仕様書

第1の2(4)エ(テ)

横浜市建築局機械設備工事施工マニュアル

第1の2(4)エ(ト)

横浜市建築局電気設備工事施工マニュアル

第1の2(4)エ(ト)

横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書 **及び  
仕様書の取扱い**

第1の2(4)エ(ニ)

横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書 **及び仕様書の取扱い**

第1の2(4)エ(ヌ)

横浜市水道局電気工作物保安規程

第1の2(4)エ(ネ)

横浜市土木工事共通仕様書

第1の2(4)エ(ノ)

横浜市水道局水道工事標準仕様書

第1の2(4)エ(ハ)

横浜市水道局水道工事施工要領

第1の2(4)エ(ヒ)

横浜市水道局設計標準図

第1の2(4)エ(フ)

第1の2(4)ウ(ニ)

建築構造設計基準(国土交通省)

第1の2(4)ウ(ヌ)

建築構造設計基準の資料(国土交通省)

第1の2(4)ウ(ネ)

建築設備計画基準(国土交通省)

第1の2(4)ウ(ノ)

建築設備設計基準(国土交通省)

第1の2(4)ウ(ハ)

施設整備・管理基本計画(横浜市水道局)

第1の2(4)ウ(ヒ)

その他本事業に関連する要綱、指針等  
(第1の2(4)エ(ア)から(サ)まで省略)

削除

削除

削除

削除

第1の2(4)エ(シ)

横浜市建築局建築工事特則仕様書

第1の2(4)エ(ス)

横浜市建築局機械設備工事特則仕様書

第1の2(4)エ(セ)

横浜市建築局電気設備工事特則仕様書

第1の2(4)エ(ソ)

横浜市建築局機械設備工事施工マニュアル

第1の2(4)エ(タ)

横浜市建築局電気設備工事施工マニュアル

第1の2(4)エ(ト)

横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書

第1の2(4)エ(ツ)

横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書

第1の2(4)エ(テ)

横浜市水道局電気工作物保安規程

第1の2(4)エ(ト)

横浜市土木工事共通仕様書

第1の2(4)エ(チ)

横浜市水道局水道工事標準仕様書

第1の2(4)エ(ニ)

横浜市水道局水道工事施工要領

第1の2(4)エ(ヌ)

横浜市水道局設計標準図

第1の2(4)エ(ネ)

横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）  
第1の2(4)エ(ハ)  
横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（機器編）  
第1の2(4)エ(ホ)  
横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（保守点検編）

第1の2(5) 事業形態  
第1の2(5)ア 事業方式

本事業の事業方式は、水道局の所有である本施設において、設計及び工事並びに運転・維持管理を一括して**事業者**に委ねるDBO方式とする。

なお、本事業については、水道法第24条の3に規定する第三者委託は適用しない。

(第1の2(5)イ 省略)

第1の2(5)ウ 事業期間

設計・工事期間 令和3年3月～令和11年3月  
運転・維持管理期間 令和3年3月～令和29年3月

ただし、令和9年3月までに浄水処理施設（一日当たりの処理能力394,000立方メートル。凝集沈殿＋粒状活性炭処理（上向流）＋急速砂ろ過）に対応する能力を備えることとする。また、事業者が設計・工事期間を短縮する提案をした場合においても、運転・維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。

なお、令和3年3月末まで既存の排水処理施設の運転・維持管理業務の委託があるため、SPCによる運転・維持管理業務の開始は、令和3年4月1日からとする。

第1の2(5)エ 事業期間終了後の措置

水道局は、事業期間終了後も本施設を継続して**供用**する。事業者は、事業期間終了時に、本事業で整備した全ての施設において、別途、要求水準書（案）で示す性能を維持すること。また、既設施設及び本事業で整備した新設対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に**更新及び経年劣化による修繕**を要することがない状態で、水道局へ引き継ぐものとする。

横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（工事編）  
第1の2(4)エ(リ)  
横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（機器編）  
第1の2(4)エ(ハ)  
横浜市水道局機械・電気設備標準仕様書（保守点検編）

第1の2(4)エ(ヒ)

横浜市水道局土木設計業務共通仕様書

第1の2(4)エ(フ)

本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領（横浜市）

第1の2(4)エ(ヘ)

その他本事業に関連する仕様書等

第1の2(5) 事業形態

第1の2(5)ア 事業方式

本事業の事業方式は、水道局の所有である本施設において、設計及び工事並びに運転・維持管理**業務**を一括して**事業期間を通して**委ねるDBO方式とする。

なお、本事業については、水道法第24条の3に規定する第三者委託は適用しない。

(第1の2(5)イ 省略)

第1の2(5)ウ 事業期間

設計・工事期間 令和3年7月～令和11年3月  
引継ぎ期間（運転・維持管理） 令和3年7月～令和4年3月  
運転・維持管理期間 令和4年4月～令和29年3月

ただし、令和9年3月までに浄水処理施設（一日当たり394,000立方メートル（原水ベース）、導水路中で粉末活性炭の注入、粒状活性炭処理施設の導入）に対応する**排水処理**能力を備えることとする。また、事業者が設計・工事期間を短縮する提案をした場合においても、上記の運転・維持管理期間については変更しないものとする。

第1の2(5)エ 事業期間終了後の措置

水道局は、事業期間終了後も本施設を継続して**使用**する。事業者は、事業期間終了時に、本事業で整備した全ての施設において、別途、要求水準書（案）で示す性能を維持すること。また、本事業で整備した新設対象施設及び既設流用施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に**目標耐用年数に到達又は修繕（保守点検マニュアルにて定めた修繕は除く。）**を要することがない状態で、水道局へ引き継ぐものとする。

事業者は、運転・維持管理業務開始前及び事業期間終了時に、公益財団法人水道技術研究センターの「水道施設機能診断の手引き（平成17年）」を参考に機能能力を示した表を作成し、水道局と施設の状

第1の2(5)オ 事業の対象となる業務範囲

本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。事業者は、排水処理施設の設計及び工事並びに運転・維持管理を一体の事業として実施する。

詳細は、別途、要求水準書(案)において示す。

第1の2(5)オ(ア) 設計及び工事業務

第1の2(5)オ(ア)a 事前調査業務

(第1の2(5)オ(ア)b 省略)

第1の2(5)オ(ア)c 周辺影響調査・電波障害等対策・生活環境影響調査業務

第1の2(5)オ(ア)d 工事業務

第1の2(5)オ(ア)e 工事監理業務

第1の2(5)オ(イ) 運転・維持管理業務

(第1の2(5)オ(イ)aからcまで省略)

第1の2(5)オ(イ)d 修繕業務 (突発的な修繕を含む。)

(第1の2(5)オ(イ)eからhまで省略)

第1の2(5)オ(イ)i 安全衛生管理業務

第1の2(5)オ(イ)j 施設見学対応協力業務

第1の2(5)オ(イ)k 災害及び事故対策業務

第1の2(5)オ(イ)l 事業終了時の引継ぎ業務

第1の2(5)カ 事業者の収入

第1の2(5)カ(ア) 設計及び工事業務に係る対価

設計及び工事業務については、事業者が本事業の設計業務及び工事業務等を行い、水道局がその対価として設計及び工事費用を支払う。

また、設計及び工事費用については、事業者提案に基づき、水道局と事前協議の上、施設ごとの費用、部分引渡しの範囲及び支払い年度等を決定する。

水道局は、事前協議で決定した内容に基づき、実際の進捗状況に応じて出来形部分検査又は完成検査を行い、出来形部分又は引渡し施設の対価を支払う。

なお、支払金額の上限等の詳細は、別途、建設工事請負契約(案)等で示す。

第1の2(5)カ(イ) 運転・維持管理業務に係る対価

運転・維持管理業務については、事業者が本事業の運転管理業務、保守点検業務及び修繕業務等を行い、水道局がその対価として運転・維持管理費用を支払う。

また、運転・維持管理費用については、事業者提案に基づき、水道局と事前協議の上、運転管理業務等の費用及び修繕時期等を決定する。

況等を確認するとともに、事業期間終了時、要求する機能及び水準を有していることを証明した上で、引継ぎを行う。

なお、本事業で整備した新設対象施設及び既設流用施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に要求水準書(案)で示した性能を下回った場合には、事業者は自らの負担で修繕を行うものとする。

第1の2(5)オ 事業の対象となる業務範囲

本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。事業者は、本施設の設計及び工事並びに運転・維持管理を一体の事業として実施する。

詳細は、別途、要求水準書(案)において示す。

第1の2(5)オ(ア) 設計及び工事業務

第1の2(5)オ(ア)a 事前・事後調査業務

(第1の2(5)オ(ア)b 省略)

削除

第1の2(5)オ(ア)c 工事業務

第1の2(5)オ(ア)d 監理業務

第1の2(5)オ(イ) 運転・維持管理業務

(第1の2(5)オ(イ)aからcまで省略)

第1の2(5)オ(イ)d 修繕業務

(第1の2(5)オ(イ)eからhまで省略)

削除

第1の2(5)オ(イ)i 施設見学対応協力業務

第1の2(5)オ(イ)j 災害、事故の対策及び対応業務

第1の2(5)オ(イ)k 事業終了時の引継ぎ業務

第1の2(5)カ 事業者の収入

第1の2(5)カ(ア) 設計及び工事業務に係る対価

設計及び工事業務については、事業者が本事業の設計業務及び工事業務等を行い、水道局がその対価を支払う。

また、事業者提案に基づき、水道局と事前協議の上、施設ごとの費用、部分引渡しの範囲及び支払い年度等を決定する。

水道局は、事前協議で決定した内容に基づき、実際の進捗状況に応じて出来形部分検査又は完成検査を行い、出来形部分又は引渡し施設の対価を支払う。

なお、詳細は、別途、建設工事請負契約(案)等で示す。

第1の2(5)カ(イ) 運転・維持管理業務に係る対価

運転・維持管理業務については、事業者が本事業の運転管理業務、保守点検業務及び修繕業務等を行い、水道局がその対価を支払う。

また、事業者提案に基づき、水道局と事前協議の上、各業務の費用及び履行時期並びに契約期間中の各会計年度の履行予定額等を決定する。

水道局は、事前協議で決定した内容に基づき、実

水道局は、事前協議で決定した内容に基づき、実際の履行状況に応じて履行検査を行い、業務履行の対価を支払う。

突発的な修繕について、水道局の責による場合は、水道局の費用で対応し、事業者の責による場合は、事業者の費用で対応する。また、責の所在が明確でない場合は、協議の上、費用負担等の詳細を決定する。

なお、支払いは年1回とし、支払い時期等の詳細は、別途、運転・維持管理委託契約（案）等で示す。

#### 第1の2(5)キ スケジュール（予定）

基本協定締結 令和2年12月まで

基本契約締結 令和3年2月まで

建設工事請負契約締結 令和3年3月まで

運転・維持管理委託契約締結 令和3年3月まで

#### 第1の2(6) 実施方針（案）の変更

実施方針（案）公表後における民間事業者からの質問・意見を踏まえ、実施方針（案）の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容をホームページで公表する。

### 第2 事業者の募集及び選定方法

#### 第2の1(1) 事業者に求めるもの

本事業は、限られた敷地の中で、既設施設を稼働させながら、確実な排水処理を確保しつつ能力を増強し、また、新・旧施設の運転の切替などを考慮した整備となる。

令和3年3月末まで既存の排水処理施設の運転管理業務の委託がある。また、事業期間中に関連工事として、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）及び相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業がある。そのため、現在の運転管理の受託者及び関連工事の請負者と相互調整を行う必要がある。

したがって、本事業では、事業者に対し、設計、工事から運転・維持管理までの各業務を通じて、効率的かつ効果的な事業執行を求めるものであり、幅広い能力、技術・ノウハウ及び汚泥の有効活用等を期待する。

#### 第2の1(2) 事業者選定方法

本事業における落札者の選定は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、技術提案及び入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式（地方自治法施行令第

際の履行状況に応じて履行検査を行い、業務履行の対価を支払う。

なお、支払いは年4回（四半期ごと）とし、支払い時期等の詳細は、別途、運転・維持管理委託契約（案）等で示す。

#### 削除

#### 削除

### 第2 事業者の募集及び選定方法

#### 第2の1(1) 事業者に求めるもの

本事業は、限られた敷地の中で、既設施設を稼働させながら、確実な排水処理を確保しつつ能力を増強し、また、新・旧施設の運転の切替などを考慮した整備となる。

さらに、令和4年3月まで既存の本施設の運転管理業務の委託があり、また、事業期間中に関連工事として、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）及び相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業がある。そのため、現在の運転管理業務の受託者及び関連工事の請負者と相互調整を行う必要がある。

したがって、本事業では、事業者に対し、設計及び工事並びに運転・維持管理までの各業務を通じて、効率的かつ効果的な事業執行を求めるものであり、幅広い技術・ノウハウ及び汚泥の有効利用等を期待する。

#### 第2の1(2) 事業者選定方法

本事業における落札者の選定は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、技術提案及び入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式（地方自治法施行令



167条の10の2)により行うものとする。また、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

なお、本事業の入札手続きは、次のとおり実施することを予定している。詳細は、[入札公告時](#)に入札説明書等で示す。

第2の1(2)ア 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、「第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に定める[入札参加資格を有する](#)ことを確認する。

(第2の1(2)イから第2の1(3)ウまで省略)

第2の1(3)エ 汚泥の有効[活用](#)方法

第2の1(3)オ そのほか[施工](#)・[運転](#)・[維持管理](#)に関する技術的な提案

第2の2(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

実施内容	年月
実施方針(案)等の公表	令和2年1月
実施方針(案)等に関する説明会及び現場見学会	令和2年2月
資料閲覧	令和2年2月
第1回質問・意見の受付(実施方針(案)等)	令和2年2月
第1回質問に対する回答の公表	令和2年3月
要求水準書(案)等の公表	令和2年3月
第2回質問・意見の受付(実施方針(案)、要求水準書(案)等)	令和2年3月
第2回質問に対する回答の公表	令和2年4月
<a href="#">契約書(案)等の公表</a>	<a href="#">令和2年4月</a>
<a href="#">第3回質問・意見の受付(実施方針(案)、要求水準書(案)、契約書(案)等)</a>	<a href="#">令和2年5月</a>
<a href="#">第3回質問に対する回答の公表</a>	<a href="#">令和2年5月</a>
<a href="#">入札公告及び入札説明書等の公表</a>	<a href="#">令和2年6月</a>
<a href="#">第4回質問の受付(入札説明書等)</a>	<a href="#">令和2年7月</a>
<a href="#">第4回質問に対する回答の公表</a>	<a href="#">令和2年7月</a>
<a href="#">入札資格確認申請書類の提出</a>	<a href="#">令和2年8月</a>
<a href="#">入札参加資格確認通知の送付</a>	<a href="#">令和2年8月</a>
<a href="#">入札(入札書及び技術資料の提出)</a>	<a href="#">令和2年9月</a>
<a href="#">技術資料等に関するプレゼンテーション</a>	<a href="#">令和2年11月</a>
<a href="#">落札者決定及び入札結果公表</a>	<a href="#">令和2年12月</a>
<a href="#">基本協定締結</a>	<a href="#">令和2年12月</a>
<a href="#">基本契約締結</a>	<a href="#">令和3年2月</a>
<a href="#">建設工事請負契約締結</a>	<a href="#">令和3年3月</a>
<a href="#">運転・維持管理委託契約締結</a>	<a href="#">令和3年3月</a>

第2の2(2) 応募手続き等

(第2の2(2)アから第2の2イ(オ)まで省略)

第2の2イ(カ) 申込先 第2\_2(2)ア(オ)と同じ。

(第2の2(2)イ(キ)から第2の2ウ(ア)まで省略)

第2の2ウ(イ) 送付先 第2\_2(2)ア(オ)と同じ。

[\(昭和22年政令第16号\)](#) 第167条の10の2)により行うものとする。また、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

なお、本事業の入札手続きは、次のとおり実施することを予定している。詳細は、[調達公告時](#)に入札説明書等で示す。

第2の1(2)ア 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、「第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に定める[参加資格要件を満足する](#)ことを確認する。

(第2の1(2)イから第2の1(3)ウまで省略)

第2の1(3)エ 汚泥の有効[利用](#)方法

第2の1(3)オ そのほか[設計及び工事並びに](#)[運転](#)・[維持管理](#)に関する技術的な提案

第2の2(1) 事業者の募集及び選定スケジュール

実施内容	年月
実施方針(案)等の公表	令和2年1月
実施方針(案)等に関する説明会及び現場見学会	令和2年2月
<a href="#">第1回資料閲覧</a>	<a href="#">令和2年2月</a>
第1回質問・意見の受付(実施方針(案)等)	令和2年2月
第1回質問に対する回答の公表	令和2年3月
要求水準書(案)等の公表	令和2年3月
第2回質問・意見の受付(実施方針(案)、要求水準書(案)等)	令和2年4月
第2回質問に対する回答の公表	令和2年4月
<a href="#">第2回資料閲覧</a>	<a href="#">令和2年4月</a>
<a href="#">契約書(案)等の公表</a>	<a href="#">令和2年4月</a>
<a href="#">第3回質問・意見の受付(実施方針(案)、要求水準書(案)、契約書(案)等)</a>	<a href="#">令和2年5月</a>
<a href="#">第3回質問に対する回答の公表</a>	<a href="#">令和2年5月</a>
<a href="#">第2回現場説明会及び第3回資料閲覧</a>	<a href="#">令和2年6月</a>
<a href="#">第4回質問・意見の受付(実施方針(案)、要求水準書(案)、契約書(案)等の修正版)</a>	<a href="#">令和2年7月</a>
<a href="#">第4回質問に対する回答の公表</a>	<a href="#">令和2年8月</a>
<a href="#">調達公告及び入札説明書等の公表</a>	<a href="#">令和2年9月</a>
<a href="#">第5回質問の受付(入札説明書等)</a>	<a href="#">令和2年10月</a>
<a href="#">第5回質問に対する回答の公表</a>	<a href="#">令和2年11月</a>
<a href="#">入札参加資格確認申請書類の提出</a>	<a href="#">令和2年11月</a>
<a href="#">入札参加資格確認通知の送付</a>	<a href="#">令和2年11月</a>
<a href="#">入札(入札書及び技術資料の提出)</a>	<a href="#">令和2年12月</a>
<a href="#">技術資料等に関するプレゼンテーション</a>	<a href="#">令和3年2月</a>
<a href="#">落札者決定及び入札結果公表</a>	<a href="#">令和3年3月</a>
<a href="#">基本協定締結</a>	<a href="#">令和3年3月</a>
<a href="#">基本契約締結</a>	<a href="#">令和3年5月</a>
<a href="#">建設工事請負契約締結</a>	<a href="#">令和3年7月</a>
<a href="#">運転・維持管理委託契約締結</a>	<a href="#">令和3年7月</a>

第2の2(2) 応募手続き等

(第2の2(2)アから第2の2イ(オ)まで省略)

第2の2イ(カ) 申込先 第2\_2(2)ア(オ)と同じ。

(第2の2(2)イ(キ)から第2の2ウ(ア)まで省略)

第2の2ウ(イ) 送付先 第2\_2(2)ア(オ)と同じ。

第2の2ウ(ウ) 注意事項 第2\_2(2)イで閲覧・貸与した資料に対する質問・意見は受け付けない。

(第2の2(2)エから第3の1(1)まで省略)

第3の1(2)

企業グループは、工事業務の実施を担う者及び運転・維持管理業務を実施できる能力がある者により構成されるグループとする。なお、企業グループの中に、設計業務の実施を担う者を含むことができる。

第3の1(3)

企業グループは、構成企業の中から企業グループの代表企業を定め、代表企業が入札資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行うこと。

第3の1(4)

企業グループは、入札資格確認申請書類の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。

**第3の1(5)**

**企業グループの代表企業の変更は認めない。**

第3の1(6)

入札資格確認申請書類の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると水道局が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。

第3の1(7)

企業グループの構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

第3の2(1)

横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

**なお、横浜市の入札参加資格を有しない企業等が構成企業又は設計受託者として入札参加を希望する場合には、入札参加資格審査の随時登録申請又は「工事関**

第2の2ウ(ウ) 注意事項 第2の2(2)イで閲覧・貸与した資料に対する質問・意見は受け付けない。

(第2の2(2)エから第3の1(1)まで省略)

第3の1(2)

企業グループは、工事業務の実施を担う者（機械器具設置工事企業、電気工事企業、土木工事企業、建築工事企業、水道施設工事企業及び管工事企業）及び運転・維持管理業務を実施できる能力がある者により構成されるグループとする。

なお、企業グループの中に、設計業務の実施を担う者を含むことができる。

第3の1(3)

企業グループは、構成企業の中から企業グループの代表企業を定め、代表企業が入札参加資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行うこと。

第3の1(4)

企業グループは、入札参加資格確認申請書類の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに担当業務（別紙1に示す機械器具設置工事企業、電気工事企業、土木工事企業、建築工事企業、水道施設工事企業、管工事企業、運転・維持管理企業又は設計企業のいずれか）について明らかにすること。

**削除**

第3の1(5)

入札参加資格確認申請書類の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると水道局が認めた場合に限り、構成企業の変更を認めるものとする。

第3の1(6)

企業グループの構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

第3の2(1)

横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

係」「物品・委託等関係」の特定調達契約にかかる入札参加資格申請に基づく申請を行うこと。

第3の2 (2)

本事業の入札資格確認申請書類の提出締切日から落札候補（予定）者通知書の送付日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

第3の2 (3)

次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

第3の2 (4)

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。資本面において関連のある者とは、会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第309条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次に示すとおりである。

- ・PwCアドバイザー合同会社
- ・日本工営株式会社
- ・ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

第3の2 (2)

令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿において、第3の3に掲げる工種又は種目に登録を認められている者であること。

なお、横浜市の入札参加資格を有しない企業等が構成企業として入札参加を希望する場合には、「工事関係」、「物品・委託等関係」又は「設計・測量等関係」の特定調達契約に係る入札参加資格申請に基づく申請を行うこと。

第3の2 (3)

本事業の入札参加資格確認申請書類の提出締切日から落札候補（予定）者通知書の送付日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

第3の2 (4)

次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

第3の2 (5)

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。資本面において関連のある者とは、会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第309条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次に示すとおりである。

- ・PwCアドバイザー合同会社
- ・日本工営株式会社
- ・ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

### 第3の2(5)

横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

### 第3の2(6)

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。

### 第3の2(7)

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている者でないこと。

### 第3の2(8)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。

### 第3の3(1)ア

工事業務の実施を担う者が複数の企業の場合、基本契約の締結後に建設JVを結成する。

なお、単独企業の場合は、建設JVが満たすべき要件（第3の3(1)オ及びキにおけるJV第2位構成員以下の要件は除く。）を全て満たすこと。

### 第3の3(1)イ

建設JVは、1JV構成員で**参加資格**要件を満たす複数の工種を兼ねることは可とする。また、JV構成員の数の上限は任意とする。

### 第3の3(1)ウ

建設JVは、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「機械器具設置」、「電気」、「土木」、「建築」、「上水道」及び「管」の全ての登録を認められていること。ただし、JV構成員は、担当する**工事業務**に係る上記の登録を認められている者であること。

### 第3の3(1)エ

建設JVは、建設業法第3条に定める「機械器具設置

### 削除

### 削除

### 第3の2(6)

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている者でないこと。

### 第3の2(7)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。

### 第3の3(1)ア

工事業務の実施を担う者が複数の企業の場合、基本契約の締結後に建設JVを結成する。

なお、単独企業の場合は、建設JVが満たすべき要件（第3の3(1)オ及びキにおけるJV第2位構成員以下の要件は除く。）を全て満たすこと。

### 第3の3(1)イ

建設JVは、1JV構成員で要件を満たす複数の工種を兼ねることは可とする。また、JV構成員の数の上限は任意とする。

### 第3の3(1)ウ

建設JVは、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「機械器具設置」、「電気」、「土木」、「建築」、「上水道」及び「管」の全ての登録を認められている**者である**こと。ただし、JV構成員は、担当する**工種**に係る上記の登録を認められている者であること。

### 第3の3(1)エ

建設JVは、建設業法第3条に定める「機械器具設

工事業」、「電気工事業」、「土木工事業」、「建築工事業」、「水道施設工事業」及び「管工事業」の全ての特定建設業許可を有していること。ただし、JV構成員は、担当する工事業務に係る上記の特定建設業許可を有していること。

### 第3の3(1)オ

建設JVは、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における業種ごとの総合評定値について、JV代表構成員は1250点以上、JV第2位構成員以下は900点以上を満たすこと。

本事業における経審の業種ごとの総合評価値

<u>建設業の許可の許可業種</u>	機械器具設置	電気	土木	建築	水道施設	管
横浜市の有資格者名簿	機械器具設置	電気	土木	建築	上水道	管
JV代表構成員	1250	1250	1250	1250	1250	1250
JV第2位構成員以下	900	900	900	900	900	900

### 第3の3(1)カ

JV代表構成員は、平成17年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る工事の元請としての施工実績を有すること。

### 第3の3(1)キ

JV第2位構成員以下は、平成17年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、水道施設に係る工事の元請としての施工実績を有すること。

置工事業」、「電気工事業」、「土木工事業」、「建築工事業」、「水道施設工事業」及び「管工事業」の全ての特定建設業許可を有していること。ただし、JV構成員は、担当する許可業種（以下「業種」という。）に係る上記の特定建設業許可を有していること。

### 第3の3(1)オ

建設JVは、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における業種ごとの総合評定値について、JV代表構成員は担当する主たる1業種で1250点以上（ただし、その他担当する業種では900点以上を満たすこと。）、JV第2位構成員以下は担当する業種ごとに900点以上を満たすこと。

本事業における経審の業種ごとの総合評価値

<u>特定建設業許可（業種）</u>	機械器具設置	電気	土木	建築	水道施設	管
横浜市の有資格者名簿上の工種	機械器具設置	電気	土木	建築	上水道	管
JV代表構成員	1250	1250	1250	1250	1250	1250
JV第2位構成員以下	900	900	900	900	900	900

例：JV代表構成員が主たる業種として水道施設を選択し、複数の業種を担当する場合、水道施設で1250点以上、その他の業種で900点以上を満たす必要がある。

### 第3の3(1)カ

JV代表構成員は、平成17年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員のものに限る。

### 第3の3(1)キ

JV第2位構成員以下は、平成17年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完成した、水道法第3条第8項に規定する水道施設（以下、単に「水道施設」という。）又は水道施設が所在する敷地内における工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての

### 第3の3(1)ク

建設JVは、本事業の業種に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。

なお、建設JVの場合はJV構成員ごととする。

### 第3の3(1)ケ

上記キに掲げる者は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に本事業に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

(第3の3(2)ア省略)

### 第3の3(2)イ

建設JVが本事業における設計を自ら行う場合は、次の資格を全て満たすこと。ただし、設計業務の実施を担う者が複数いる場合は、いずれか一者が(ア)及び(イ)を満たすこと。

#### 第3の3(2)イ(ア)

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、担当技術者として、一級建築士を配置できること。

施工実績の場合は、出資比率が10分の2以上のものに  
限る。

### 第3の3(1)ク

建設JVは、本事業の業種に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任で配置できること。

なお、建設JVの場合はJV構成員ごとに監理技術者等を配置すること。また、1JV構成員の担当する業種が複数ある場合は、業種ごとに監理技術者等を配置すること。ただし、同一の業種において、他のJV構成員が監理技術者等を配置している場合、担当する業種に係る下請金額に応じて、監理技術者等の代わりに国家資格を有する主任技術者を配置することも可とする。

### 第3の3(1)ケ

上記クに掲げる者は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に本事業に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

なお、上記クに掲げる者は、他の工事に従事しては  
ならないが、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。

(第3の3(2)ア省略)

### 第3の3(2)イ

建設JVが本事業における設計を自ら行う場合は、次の要件を全て満たすこと。ただし、設計業務の実施を担う者が複数いる場合は、いずれか1者が(ア)から(ウ)までの要件を満たし、その他の者は(ウ)の要件を満たすこと。

#### 第3の3(2)イ(ア)

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、管理技術者又は担当技術者として、一級建築士を配置できること。

なお、監理業務に求める要件も同様とする。

### 第3の3(2)イ(イ)

標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る基本設計 **もしくは** 実施設計の実績を有すること。

(第3の3(2)イ(ウ)省略)

### 第3の3(2)ウ

建設JVが本事業における設計を一部自ら行わない場合は、次の要件を全て満たす設計受託者にその設計を委託することができる。

なお、建築士法において、延床面積が300平方メートルを超える建築物の新築工事について設計業務の一括再委託を禁止しているため、建築工事の設計の全部を委託することは不可である。

### 第3の3(2)ウ(ア)

**第3の2の全ての要件を満たすこと。**

### 第3の3(2)ウ(イ)

入札参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。

### 第3の3(2)ウ(ウ)

### 第3の3(2)イ(イ)

標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る基本設計 **又は** 実施設計の実績を有すること。

(第3の3(2)イ(ウ)省略)

### 第3の3(2)ウ

JV構成員のうち、工事を行わず、設計のみを行う者は、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において、「建築設計（監理含む）」、「設備設計」及び「土木設計」のうち担当する業務に係る種目の登録を認められていること。

### 第3の3(2)エ

建設JVが本事業における設計を一部自ら行わない場合は、次の要件を全て満たす設計受託者にその設計を委託することができる。

なお、建築士法において、延床面積が300平方メートルを超える建築物の新築工事について設計業務の一括再委託を禁止しているため、建築工事の設計の全部を委託することは不可である。

### 第3の3(2)エ(ア)

地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

### 第3の3(2)エ(イ)

横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

### 第3の3(2)エ(ウ)

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。

### 第3の3(2)エ(エ)

第3の2(3)から(7)までの要件を満たすこと。

### 第3の3(2)エ(オ)

入札参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。

### 第3の3(2)エ(カ)

第3\_3(2)イ(ア)から(ウ)までの要件を満たすこと。

### 第3の3(3)ア

令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において「施設運転管理・保守」に登録を認められている者であること。

### 第3の3(3)イ

運転・維持管理業務を実施できる能力がある者は、平成17年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完了した、標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る運転管理業務を元請として、2年以上継続して行った履行実績を有すること (共同企業体の履行実績の場合は、代表構成員としての実績に限る)。

ただし、運転・維持管理業務を実施できる能力がある者が複数いる場合は、いずれか 一者が該当しなければならない。

### 第3の3(3)ウ

現場責任者として、平成17年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完了した、標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る維持管理業務を2年以上実施した実績を有する者を配置すること。

なお、上記のア及びイを満たす企業と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

### 第3の3(4) 参加資格の確認

参加資格の確認の基準日は、入札資格確認申請書類の提出締切日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

なお、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(工事関係)に登録されていない場合又は同名簿に登録されているが、「機械器具設置」、「電気」、「土木」、「建築」、「上水道」及び「管」のいずれかに登録が認められていない場合は、当該構成員の特定調達契約に係る一般競争入札参加資格審査申請書(横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から工事の特定調達契約に係る入札参加資格申請を行い、申請データを送信した後に表示される「申請書の印刷」画面を全て印刷したもの。)及び添付書類によ

第3の3(2)イ(ア)から(ウ)までの要件を満たすこと。

### 第3の3(3)ア

令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において、「施設運転管理・保守」に登録を認められている者であること。

### 第3の3(3)イ

運転・維持管理業務を実施できる能力がある者は、平成17年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完了した、標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る運転管理業務を元請として、2年以上継続して行った履行実績を有すること。

なお、当該履行実績が共同企業体の構成員としての履行実績の場合は、代表構成員のものに限る。

ただし、運転・維持管理業務を実施できる能力がある者が複数いる場合は、いずれか 1者が当該要件を満たすこと。

### 削除

### 第3の3(4) 参加資格の確認

入札参加資格の確認の基準日は、入札参加資格確認申請書類の提出締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者決定までの期間に、入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

なお、令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(工事関係、物品・委託等関係又は設計・測量等関係)に登録されていない場合又は同名簿に登録されているが、「機械器具設置」、「電気」、「土木」、「建築」、「上水道」、「管」及び「施設運転管理・保守」並びに「建築設計(監理含む)」、「設備設計」及び「土木設計」のうち担当する業務に係る種目のいずれかに登録が認められていない場合は、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格審査申請書(横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」か



り確認する。

(第4省略)

## 第5 落札後の手続き

### 第5の1 SPCの設立

落札者は、基本協定の締結後に、本事業の運転・維持管理を実施するため、会社法に定める株式会社として基本契約の締結前にSPCを設立すること。

なお、SPCの登記上の本店所在地は、神奈川県横浜市内とする。

SPCへの出資に係る制約及び要件は、次のとおりとする。

(第5の1(1)から第6まで省略)

## 第7 民間事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 第7の1 基本来な考え方

本事業における責任分担の考え方は、水道局と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設的设计、工事及び運転・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。

(第7の2から3まで省略)

### 第7の4 事業の実施状況のモニタリング

水道局は、事業者が実施する本施設の工事及び運転・維持管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、別途、要求水準書(案)及びモニタリング計画(案)に定める。

水道局は、モニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準書等に定める事項及び提案事項を満たしていないと判断した場合に、別途、基本契約等の案に定

ら工事、物品・委託等又は設計・測量等の特定調達契約に係る入札参加資格申請を行い、申請データを送信した後に表示される「申請書の印刷」画面を全て印刷したもの。)及び添付書類により確認する。

### 第3の4 入札参加者が単体企業である場合の注意事項

入札参加者が単体企業である場合は、本事業に係る企業グループの構成企業になることはできない。

(第4省略)

## 第5 落札後の手続き

### 第5の1 SPCの設立

落札者は、基本協定の締結後に、本事業の運転・維持管理を実施するため、会社法に定める株式会社として基本契約の締結前にSPCを設立すること。また、SPCは、会計監査人設置会社とすること。

なお、SPCの登記上の本店所在地は、神奈川県横浜市内とする。

SPCへの出資に係る制約及び要件は、次のとおりとする。

(第5の1(1)から第6まで省略)

## 第7 民間事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 第7の1 基本来な考え方

本事業における責任分担の考え方は、水道局と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設的设计及び工事並びに運転・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。

(第7の2から3まで省略)

### 第7の4 事業の実施状況のモニタリング

水道局は、事業者が実施する本施設の運転・維持管理業務について、事業者が作成するモニタリング実施計画に基づき、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、別途、要求水準書(案)及びモニタリング基本計画(案)に定める。

水道局は、モニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準書(案)等を満たしていないと判断した場合に、別途、基本契約等の案に定める手続きに従い、

める手続きに従い、設計及び工事並びに運転・維持管理業務に係る対価の減額、是正勧告その他の措置をとる。

第8 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項

第8の1 敷地の立地条件

(表 省略)

第8の2 本施設の概要

本事業の対象施設の概要を次に示す。

第8の2(1) 施設概要

令和元年度末時点の施設状況は次に示す。西谷浄水場平面図は別紙2に示す。

施設名	仕様	築造年	経過年数	耐震性
排水池(1、2号池)	16m×16m×4.5m×3池	1961年	58年	×
排水池(3号池)		1964年	55年	×
排泥池	20m×20m×5.0m×2池	1976年	43年	○
濃縮槽	16m×16m×5.0m×2池	1976年	43年	○
	18m×18m×5.0m×2池			
返送池	17m×5.25m×5.3m×2池	1976年	43年	○
汚泥脱水機	長時間型圧搾機構付加圧脱水機2基(7.6t-DS/日)	1997年	22年	—
乾燥機	2基	1997年	22年	—
脱臭設備	脱臭塔2基	1997年	22年	—

第8の2(2) 事業者管理範囲

事業者は、西谷浄水場のうち、別紙3に示す事業者管理範囲において運転・維持管理を行う。

第8の2(3) 整備にかかる前提条件

本事業の整備に係る前提条件は、次に示すとおりである。

前提条件	内容	備考
排水処理施設の処理能力	浄水処理施設394,000m <sup>3</sup> /日(原水ベース)及び工業用水道鶴ヶ峰沈でん池(処理能力100,000m <sup>3</sup> /日)から排出される汚泥処理に対応するもの	浄水処理フロー：凝集沈澱+粒状活性炭処理(上向流)+急速砂ろ過
浄水処理能力*	令和14年度まで：270,000m <sup>3</sup> /日 令和15年度以降：394,000m <sup>3</sup> /日	(稼働予定) 新設急速ろ過池：令和15年度以降 新設粒状活性炭処理：令和23年度以降
施工方法	原則として、浄水処理施設及び排水処理施設の稼働(施設及び設備の運転)に影響を与えない方法	

※ 令和2年1月時点の計画に基づく内容を記載しており、別途発注「西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設

モニタリング対象対価の減額、是正勧告等の措置をとる。

第8 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項

第8の1 本施設の立地条件

令和2年6月時点の本施設の立地条件を次に示す。

(表 省略)

第8の2 本施設の概要

削除

第8の2(1) 施設概要

令和2年6月時点の本施設の概要を次に示す。また、西谷浄水場平面図は別紙2に示す。

施設名	仕様	設置年度	経過年数	耐震性
排水池(1、2号池)	16m×16m×4.5m×3池	1961年	58年	なし
排水池(3号池)		1964年	55年	なし
排泥池	20m×20m×5.0m×2池	1976年	43年	あり
一次濃縮槽 二次濃縮槽 (同時並列利用)	18m×18m×5.0m×2池	1976年	43年	あり
	16m×16m×5.0m×2池			
返送池	17m×5.25m×5.3m×2池	1976年	43年	あり
既設脱水機棟	S造(一部RC造)、延床面積2,296m <sup>2</sup> (地上2階、地下1階)	1997年	23年	あり
汚泥脱水機	長時間型圧搾機構付加圧脱水機2台(7.6t-DS/日)	1997年	23年	—

第8の2(2) 事業者管理範囲

事業者は、西谷浄水場のうち、別紙3に示す事業者管理範囲において設計及び工事並びに運転・維持管理を行う。

第8の2(3) 整備にかかる前提条件

本事業の整備に係る前提条件は、次に示すとおりである。

表 本施設に求める処理能力と浄水処理能力

前提条件	内容	備考
排水処理施設に求める処理能力	令和8年度まで： 浄水処理施設270,000m <sup>3</sup> /日(原水ベース)及び工業用水道鶴ヶ峰沈でん池86,000m <sup>3</sup> /日(原水ベース)から排出される排水、排泥に対応するもの 令和9年度以降： 浄水処理施設394,000m <sup>3</sup> /日(原水ベース)及び工業用水道鶴ヶ峰沈でん池86,000m <sup>3</sup> /日(原水ベース)から排出される排水、排泥に対応するもの	令和9年度から浄水処理施設において、施設の試運転や切替等の実施を想定していることから、令和9年3月までに浄水処理施設(394,000m <sup>3</sup> /日(原水ベース)、導水路中で粉末活性炭の注入、粒状活性炭処理施設の導入)に対応する排水処理能力を備えること。
浄水処理能力*	令和14年度まで： 270,000m <sup>3</sup> /日(原水ベース) (ただし、令和5年度から令和8年度までは、135,000m <sup>3</sup> /日(原水ベース)) 令和15年度以降： 394,000m <sup>3</sup> /日(原水ベース)	(稼働予定) 新設急速ろ過池：令和15年度以降 新設粒状活性炭処理：令和23年度以降

設)」により変更される可能性がある。

#### 第8の2(4) 整備対象施設

本事業の整備対象となる施設の詳細について、別紙4に整備対象施設一覧、別紙5に新設対象施設配置(案)、別紙6に更新・耐震補強対象施設及び別紙7に撤去対象施設を示す。

#### 第8の2(5) 設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担

本事業における設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担は、次のとおりとする。

業務	<u>既設設備</u>	<u>新設設備</u>
<u>運転管理</u>	<u>事業者</u>	<u>事業者</u>
<u>保守点検</u>	<u>事業者</u>	<u>事業者</u>
<u>メーカー定期点検</u>	<u>水道局</u>	<u>事業者</u>
<u>修繕</u>	<u>事業者</u>	<u>事業者</u>
<u>突発的な修繕</u>	<u>水道局*</u>	<u>事業者</u>

なお、設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備のメーカー定期点検及び突発的な修繕は、水道局が行う。その他の業務は、事業者が行う。

※ 既設設備の突発的な修繕について、事業者の責による場合は、事業者が対応する。

(第9 省略)

第10 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(第10の前文 省略)

※ 令和2年6月時点の計画に基づく内容を記載しており、別途発注「西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)」により変更される可能性がある。

#### 第8の2(4) 整備対象施設

本事業の整備対象となる施設の詳細について、別紙4に設計・工事期間における整備内容と既設仕様等、別紙5に新設対象施設配置(案)、別紙6に撤去対象施設、別紙7に既設流用施設を示す。

#### 第8の2(5) 建築物(建築設備を含む。)・土木構造物の運転・維持管理業務の分担

本事業における建築物(建築設備を含む。)及び土木構造物の運転・維持管理業務の分担は、次のとおりとする。ただし、別途、要求水準書(案)に示す修繕は除く。

業務	<u>新設対象施設</u>	<u>既設流用施設</u>
		<small>(既設配水機械については要求水準書に示すとおり)</small>
<u>保守点検</u>	<u>事業者</u>	<u>事業者</u>
<u>修繕</u>	<u>簡易な修繕</u>	<u>事業者</u>
	<u>高度な修繕</u>	<u>水道局*</u>

※ 高度な修繕は、事業者の責による場合を除き、原則水道局にて行う。

#### 第8の2(6) 機械・電気設備の運転・維持管理業務の分担

本事業における機械・電気設備の運転・維持管理業務の分担は、次のとおりとする。

業務	<u>新設対象施設</u>	<u>既設施設、更新対象施設</u>
<u>運転管理</u>	<u>事業者</u>	<u>事業者</u>
<u>保守点検</u>	<u>事業者</u>	<u>事業者</u>
<u>修繕</u>	<u>簡易な修繕</u>	<u>事業者</u>
	<u>高度な修繕</u>	<u>水道局*</u>

※ 高度な修繕は、事業者の責による場合を除き、原則水道局にて行う。

(第9 省略)

第10 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(第10の前文 省略)

第10の1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

第10の1(1) 水道局による是正勧告及び基本契約等の解除

事業者の提供するサービスが、基本契約等に定める水道局の要求水準を下回る場合、事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、水道局は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、水道局は、基本契約等を解除することができる。

また、事業者が、倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、基本契約等に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、水道局は、基本契約等を解除することができる。

(第10の1(2)から第11まで省略)

第12 その他

第12の1 予定価格

本事業の予定価格については、**入札**公告時に提示する。

(第12の2から4まで省略)

第12の5 本事業の実施方針(案)に関する問い合わせ

**問合せ先** [横浜市水道局施設部計画課施設計画係](#)

**電話** [045-633-2029](tel:045-633-2029)

**電子メール** [su-nishiyasaiseibi@city.yokohama.jp](mailto:su-nishiyasaiseibi@city.yokohama.jp)

**※ 変更が生じた場合は、別途公表する。**

第10の1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

第10の1(1) 水道局による是正勧告**等**及び基本契約等の解除

事業者の提供するサービスが、基本契約等に定める水道局の要求水準を下回る場合、事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、水道局は、事業者に対して、是正勧告**等**を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、水道局は、基本契約等を解除することができる。

また、事業者が、倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、基本契約等に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、水道局は、基本契約等を解除することができる。

(第10の1(2)から第11まで省略)

第12 その他

第12の1 予定価格

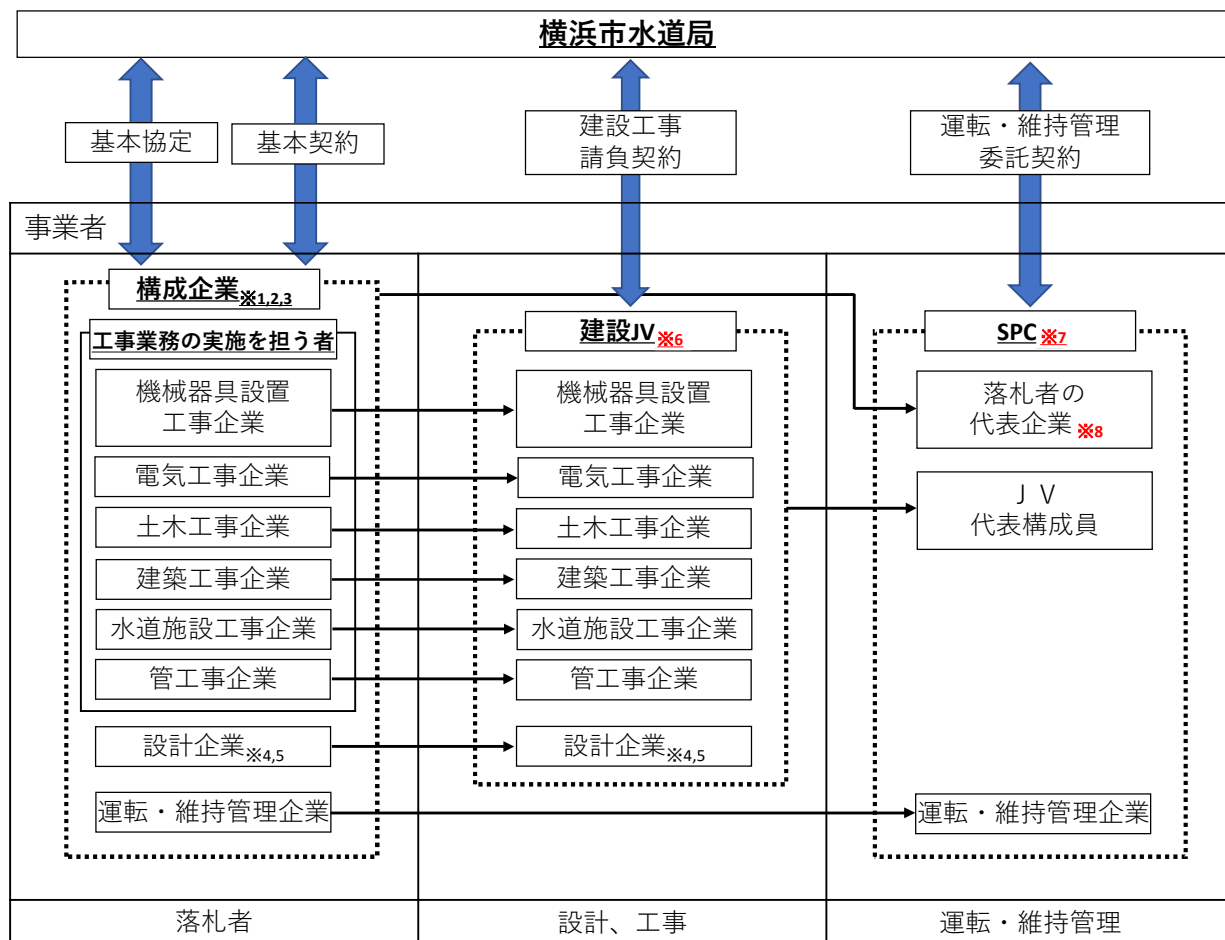
本事業の予定価格については、**調達**公告時に提示する。

(第12の2から4まで省略)

第12の5 本事業の実施方針(案)に関する問い合わせ

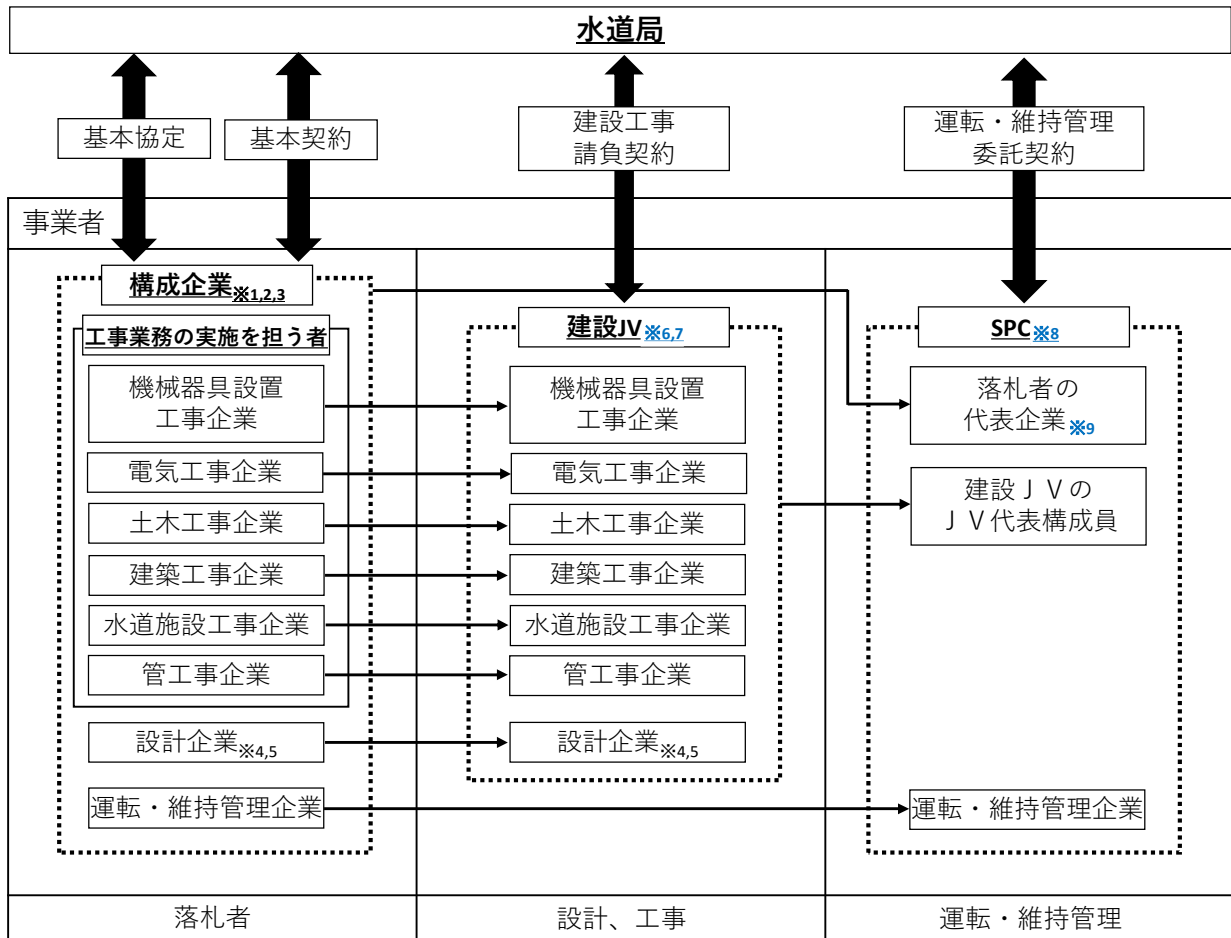
**本書に関する問い合わせ先は、[水道局西谷浄水場再整備推進室再整備推進課](#)とする。**

本事業の実施体制（企業グループの場合）

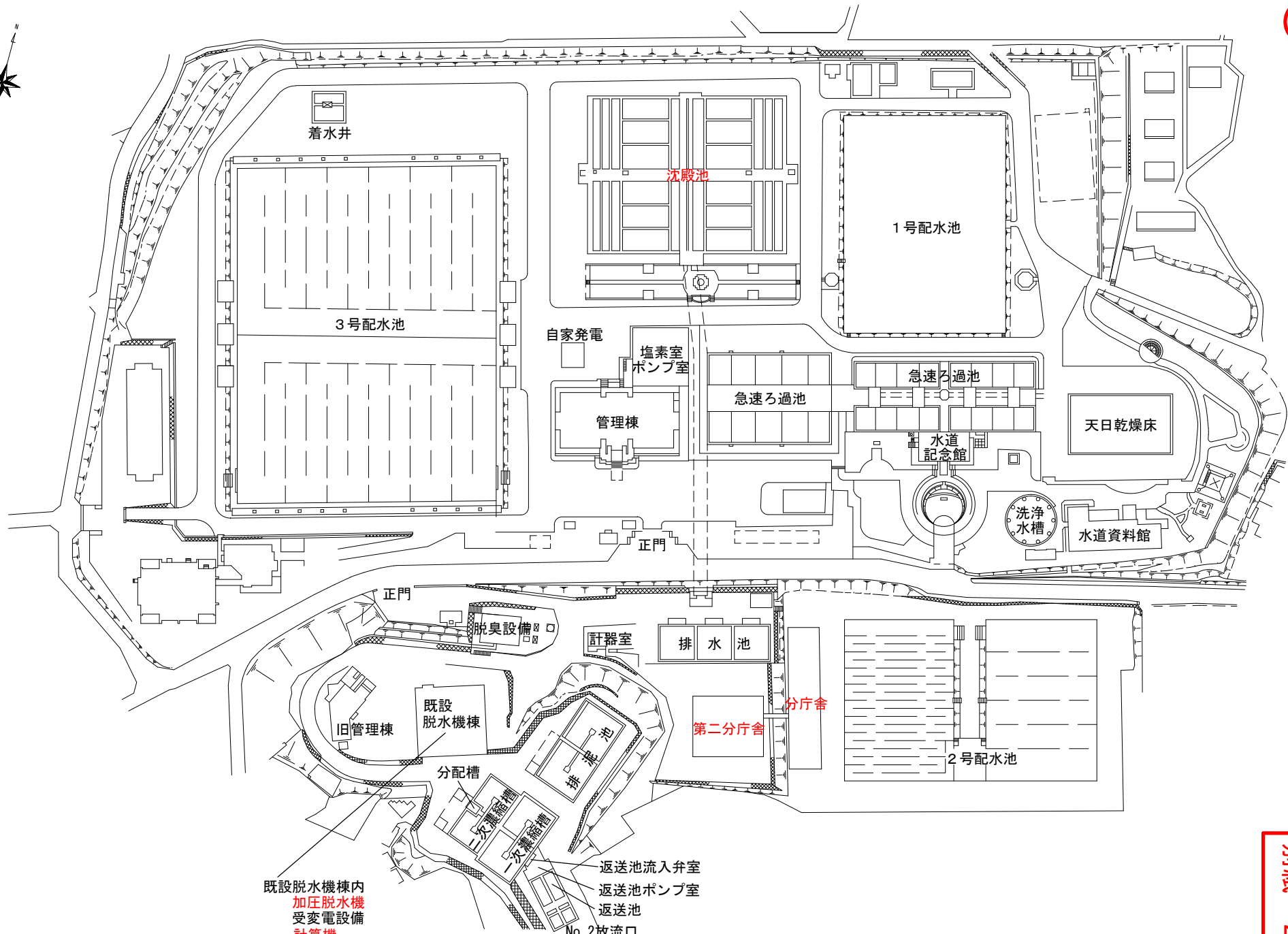


- ※1 落札者の代表企業は、構成企業の中でいずれも可とする。
- ※2 落札者の構成企業ではない者は、建設JVの結成及びSPCの出資を不可とする。
- ※3 建設JVの結成又はSPCの出資をしない者は、落札者の構成企業になることを不可とする。  
(例) 資金の出資のみを行う企業、事業の総合調整のみを行う企業
- ※4 設計業務については、次のいずれの場合も可とする。
  - ① 「設計業務の実施を担う者（設計企業）」が行う。
  - ② 「工事業務の実施を担う者」が自ら行う。
  - ③ 建設JVが一部自ら行わない場合、設計受託者にその設計を委託する。
- ※5 上記の②又は③の場合、設計企業が、落札者の構成企業になる必要はない。
- ※6 建設JVは、**1JV構成員**で参加資格要件を満たす複数の工種を兼ねることは可とする。また、JV構成員の数は任意とする。
- ※7 SPCの出資については、落札者の代表企業、JV代表構成員及び運転・維持管理企業は義務とし、他の構成企業は任意とする。
- ※8 JV代表構成員及び運転・維持管理企業は、落札者の代表企業を兼ねることを可とする。

## 本事業の実施体制（企業グループの場合）



- ※1 落札者の代表企業は、構成企業の中でいずれも可とする。
- ※2 落札者の構成企業ではない者は、建設JVの結成及びSPCの出資を不可とする。
- ※3 建設JVの結成又はSPCの出資をしない者は、落札者の構成企業になることを不可とする。  
 (例) 資金の出資のみを行う企業、事業の総合調整のみを行う企業等
- ※4 設計業務については、次のいずれの場合も可とする。
  - ① 「設計業務の実施を担う者（設計企業）」が行う。
  - ② 「工事業務の実施を担う者」が自ら行う。
  - ③ 建設JVが一部自ら行わない場合、設計受託者にその設計を委託する。
- ※5 上記の②又は③の場合、設計企業又は設計受託者が、落札者の構成企業になる必要はない。
- ※6 JV代表構成員は、JV構成員の中でいずれも可とする。
- ※7 建設JVは、JV構成員が1者で参加資格要件を満たす複数の工種を兼ねることは可とする。また、JV構成員の数の上限は任意とする。
- ※8 SPCの出資については、落札者の代表企業、JV代表構成員及び運転・維持管理企業は義務とし、他の構成企業は任意とする。
- ※9 JV代表構成員及び運転・維持管理企業は、落札者の代表企業を兼ねることを可とする。



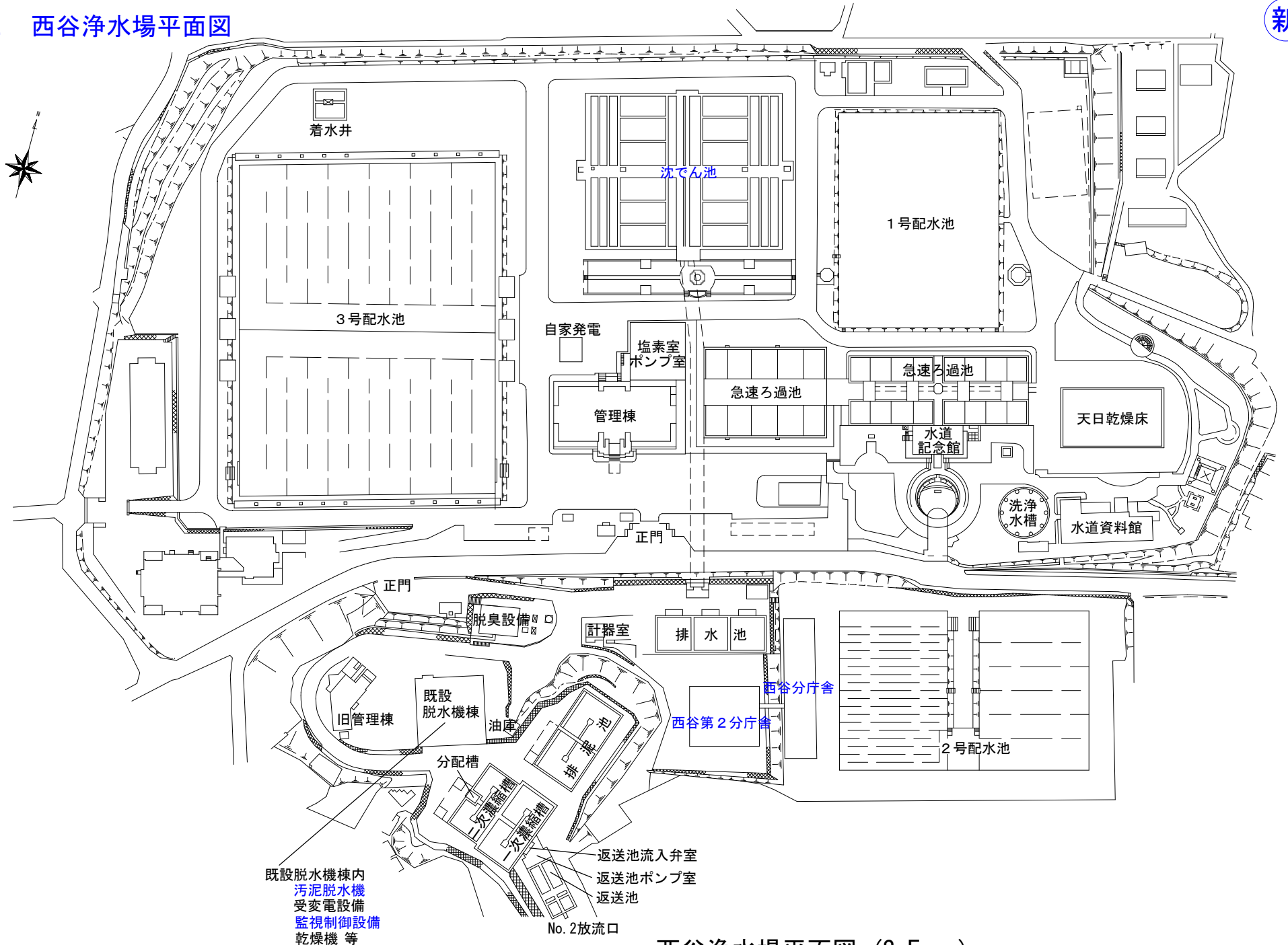
既設脱水機棟内  
 加圧脱水機  
 受変電設備  
 計算機  
 乾燥機等

返送池流入弁室  
 返送池ポンプ室  
 返送池  
 No. 2放出口

西谷浄水場平面図 (S=Free)

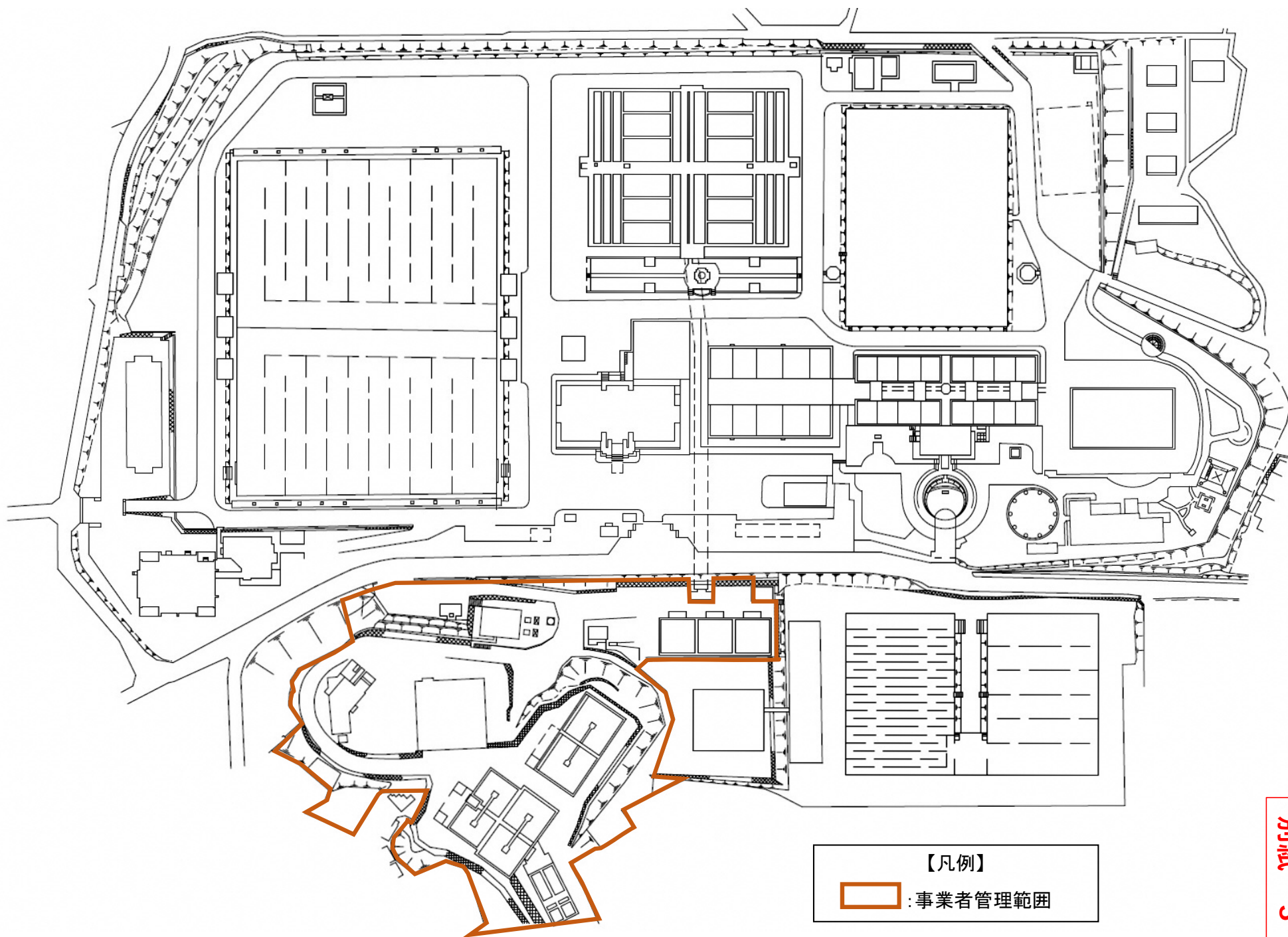
別紙2 西谷浄水場平面図

新

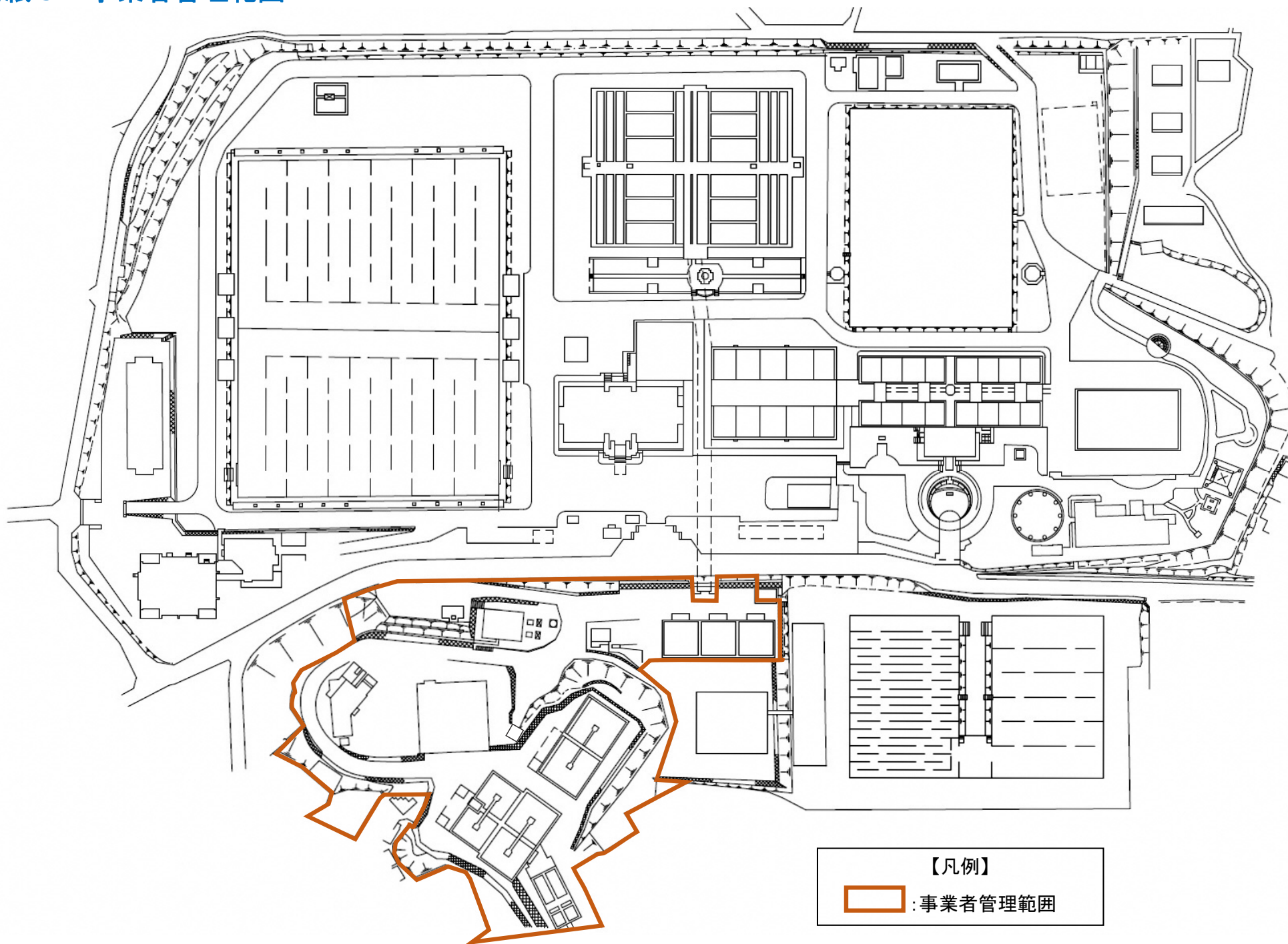


西谷浄水場平面図 (S=Free)





事業者管理範囲



場所	施設名	新設	既設				備考
			更新(注)	耐震補強	撤去	流用	
①旧管理棟	建屋				○		
	ポリマー注入設備				○		
	次亜塩素素注入設備				○		
②既設脱水機棟	建屋				○	既設流用可能	
	汚泥脱水機				○		
	乾燥機				○		
	破碎機				○		
	搬送設備				○		
	ケーキホツパ				○		
	計算機設備				○		
	ITV設備				○	既設カメラは場内に15台設置	
	太陽光発電監視装置				○		
	受変電設備				○		
	配電設備				○		
無停電電源設備				○			
③新設脱水機棟	建屋	○					
	汚泥脱水機	○				処理能力増強	
	搬送設備	○					
	ポリマー注入設備	○				基本計画では、一時的に仮設し、本設	
	計算機設備	○					
	無停電電源設備	○				計装電源用	
④受電所	ITV設備	○				新設カメラは場内各所に設置	
	建屋	○					
	受変電設備	○					
	配電設備	○					
⑤自家発棟	無停電電源設備	○				直流電源用	
	建屋	○					
⑥排水池（既設）	非常用自家発電設備	○				燃料タンク含む	
	躯体			○	○		
	機械設備		○			弁類等	
⑦排水池（増設）	計装設備		○			工業計器(水位計等)	
	躯体	○					
	機械設備	○				弁類等	
⑧排泥池	計装設備	○				工業計器(水位計、濃度計等)	
	躯体				○		
	機械設備	○				覆蓋、掻寄機、ポンプ、弁類等	
⑨一次濃縮槽	計装設備	○				工業計器(水位計、濃度計、界面計等)	
	躯体				○		
	機械設備	○				覆蓋、掻寄機、ポンプ、弁類等	
⑩二次濃縮槽 分配槽	計装設備	○				工業計器(水位計、濃度計、界面計等)	
	躯体				○		
	機械設備	○				覆蓋、掻寄機、ポンプ、弁類等	
⑪返送池流入弁室	計装設備	○				工業計器(水位計、濃度計、界面計等)	
	躯体				○		
	機械設備	○				弁類等	
⑫返送池ポンプ室	計装設備	○				水質計器(TN・TP計、UV計、濁度計等)	
	建屋	○					
⑬返送池	機械設備	○				ポンプ、弁類等	
	躯体				○		
	計装設備	○				クレーン等	
⑭放流口	工業計器(水位計、流量計等)						
	建屋	○					
⑮計器室	計装設備	○				水質計器(pH計等)	
	建屋				○		
⑯その他	建屋内のテレメータは、局で撤去を実施						
	場内配管	○	○		○	○	低圧ガス管を新設、返送管を一部更新 配管切り回し必要時に、一部撤去・更新
	付帯設備		○				外灯、電話設備等
	ガスガバナ設備				○		

注：設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備の更新は、水道局が行う。

別紙 4 設計・工事期間における整備内容と既設仕様等 (1/3)

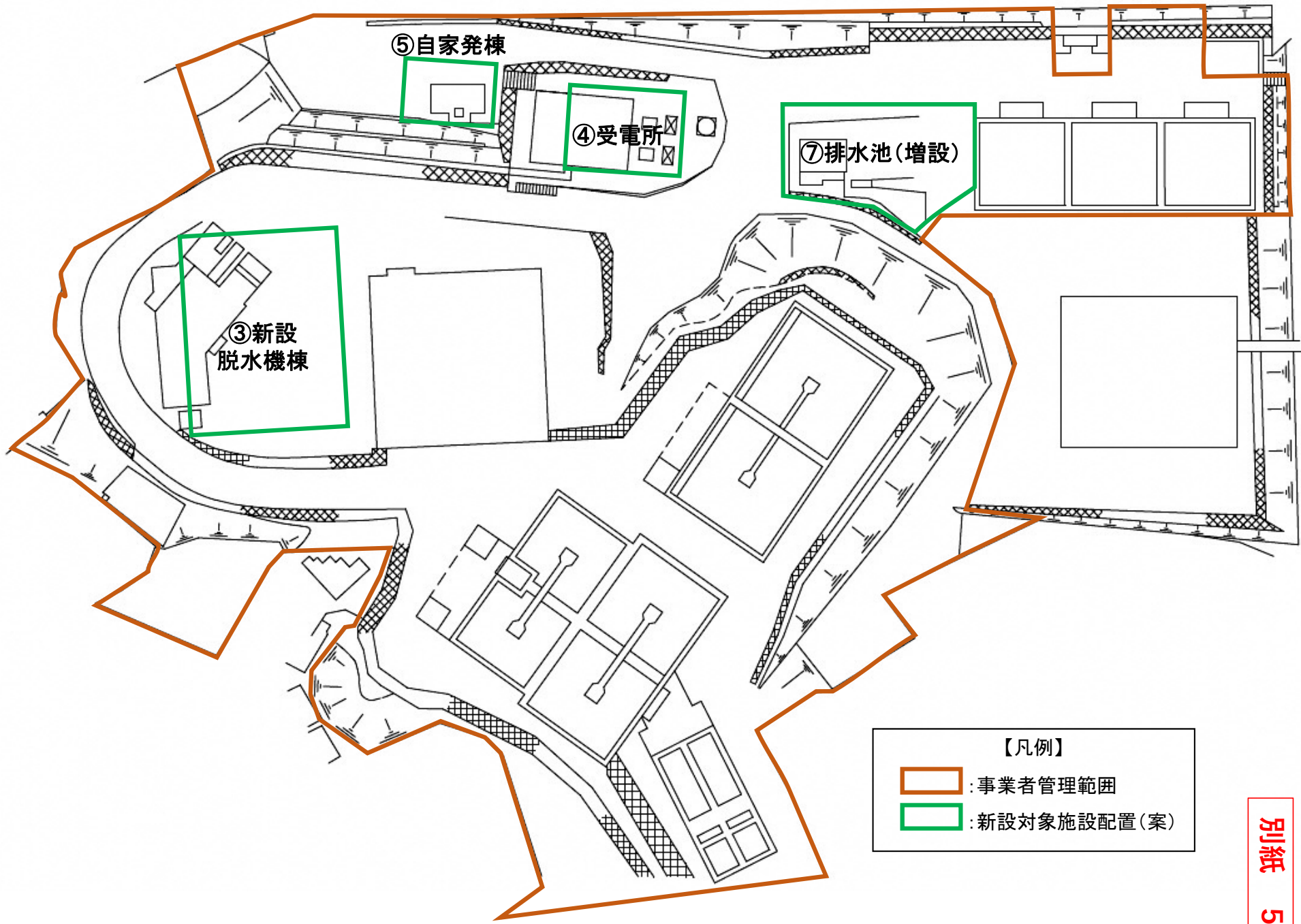
対象施設	名称	新設 対象 施設 ※1 ※2	既設施設		更新 対象 施設 ※5	既設仕様
			撤去 対象 施設 ※2 ※3	既設 流用 施設 ※4		
①旧管理棟	建屋		○			R C造、建築面積 285 m <sup>2</sup> 、延床面積 815m <sup>2</sup> (地上2階、地下1階、PH)
	ポリマー注入設備		○			溶解槽 15m <sup>3</sup> ×1槽、貯留槽 15m <sup>3</sup> ×1槽、注入ポンプ2台、移送ポンプ1台、供給機1台、攪拌機1台、空気圧縮機 1.51kW×1台 ※注入点は⑩二次濃縮槽 分配槽
	次亜塩素素注入設備 ※ 現在は不使用		○			貯留槽 3 m <sup>3</sup> ×1槽、注入ポンプ1台
② 既設脱水機棟 【既設脱水機棟を流用する場合】	建屋			修 ※6		S造 (一部RC造)、汚泥ヤード構造形式 (構造体) 建築面積 1,220 m <sup>2</sup> 、延床面積 2,296m <sup>2</sup> (地上2階、地下1階)
	脱水設備	○	○			汚泥脱水機 長時間型、7.6 t-DS/日、11.3kW×2台、ろ過速度 8 kg-DS/m <sup>2</sup> /日、ろ過面積 950m <sup>2</sup> /台 No1 ケーキコンベヤ 40 t/時、2.2kW×2台 (脱水機下)
	乾燥設備 ※ 現在は不使用		○			1系、2系乾燥機 横型流動層乾燥機、4420 L×920W×4000H、流動床面積 3.5m <sup>2</sup> 、攪拌 0.75kW×2台 1系、2系投入ロータリーバルブ ロータリーベーン、φ250×350 L、最大 30m <sup>3</sup> /時、0.75kW×2台 1系、2系排出ロータリーバルブ ロータリーベーン、φ250×350 L、最大 20m <sup>3</sup> /時、0.75kW×2台 1系、2系、No1 乾燥ケーキコンベヤ スクリュ、φ250×2500 L、最大 20m <sup>3</sup> /時、0.75kW×2台 1系、2系熱風発生炉 円筒横型、φ1300×2400 L、最大 100 万 kcal/時×2台 1系、2系乾燥バーナ ノズルミックス式、φ200×400 L、最大 100 万 kcal/時×2台 1系、2系燃焼ブロワ 片吸込ターボブロワ、25m <sup>3</sup> /分、5.5kW×2台 1系、2系吹込送風機 片吸込ターボファン、600m <sup>3</sup> /分、55kW×2台 1系、2系誘引送風機 片吸込ターボファン、100m <sup>3</sup> /分、18.5kW×2台 1系、2系集塵機 マルチサイクロン、最大 537m <sup>3</sup> /分、0.1kW×2台 1系、2系循環送風機 片吸込ターボファン、500m <sup>3</sup> /分、22kW×2台 1系、2系バイパス送風機 片吸込ターボファン、100m <sup>3</sup> /分、2.2kW×2台
	破碎設備	○	○			粗破碎機 羽根回転式、約 40 t/時、15kW×2台 ケーキ破碎機 立軸型回転翼方式、約 3.5 t/時、15kW×2台
	搬送設備	○	○			No2 ケーキコンベヤ：49.1 t/時、2.2kW×2台 No3 ケーキコンベヤ (超急傾斜用)：42.6 t/時、5.5kW×2台 No4 ケーキコンベヤ：41.6 t/時、1.5kW×2台 定量フィーダ：角槽 15m <sup>3</sup> 、1～3 t/時、7.5kW×4基 No5 ケーキコンベヤ (超急傾斜用)：4.5 t/時、2.2kW×2台 No6 ケーキコンベヤ：25.4 t/時、1.5kW×2台 No1 乾燥ケーキコンベヤ (スクリュコンベヤ)：4.2m <sup>3</sup> /時、0.75kW×2台 No2 乾燥ケーキコンベヤ (超急傾斜用)：2.86m <sup>3</sup> /時、1.5kW×2台 No3 乾燥ケーキコンベヤ：26m <sup>3</sup> /時、1.5kW×2台 共通ループコンベヤ：1台 ケーキホッパ：角槽 27.6m <sup>3</sup> ×4台
	監視制御設備	○	○		○	[主要機器構成] LCD監視操作卓×2台、プリンタ×2台、共通設備PCS、共通設備SQC、着水井沈殿池SQC、高分子溶解制御PCS、高分子・次亜注入制御RI/O、1系設備SQC、2系設備SQC等 詳細は、[別紙19] 既設監視制御設備システム構成図・機能一覧参照 [主要機能・制御項目] プラント監視操作機能、システム管理機能、帳票機能、データ収集・蓄積・検索機能、浄水場計算機リンケージ機能、排水池弁連動制御、返送池返送ポンプ連動制御、高分子注入ポンプ制御・注入量制御、次亜注入ポンプ制御・注入量制御等 詳細は、[別紙19] 既設監視制御設備システム構成図・機能一覧参照
	各種補機設備	○	○			スラッジ圧入槽：円筒立形槽、φ1800×5264H、10m <sup>3</sup> ×2槽 (第2種圧力容器) 給水槽：円筒立形槽、φ2000×2500H、4m <sup>3</sup> ×1槽 圧力水ポンプ：横軸多段渦巻ポンプ、40A×40A、0.2m <sup>3</sup> /分×160mH、15kW×2台 ろ布洗浄水ポンプ：横軸多段渦巻ポンプ、40A×40A、0.2m <sup>3</sup> /分×160mH、15kW×2台 空気圧縮機：エアドライヤ搭載パッケージ形、1.2m <sup>3</sup> /分×9.5kg/cm <sup>2</sup> 、(11kW+7.5kW)×2台 空気槽：円筒形空気槽、φ950×2000H、約1.0m <sup>3</sup> ×1槽 (第2種圧力容器) 脱水機雑排水ポンプ：着脱式水中ポンプ、80A、0.9m <sup>3</sup> /分×12mH、3.7kW×3台 ケーキホッパ用空気槽：円筒立形槽、約φ1200×3300H、約3.0m <sup>3</sup> ×1槽 (第2種圧力容器)

対象施設	名称	新設 対象 施設 ※1 ※2	既設施設		更新 対象 施設 ※5	既設仕様
			撤去 対象 施設 ※2 ※3	既設 流用 施設 ※4		
②【既設脱水機棟を流用する場合】	I T V設備	○	○		○	場内：監視卓+カメラ7台 排泥池：監視卓+カメラ4台 濃縮槽：監視卓+カメラ4台
	太陽光発電監視装置		○			排泥池：60kW 系統連系、濃縮槽：120kW 系統連系
	受変電設備		○			[別紙21] 既設単線結線図【参考】参照
	配電設備 運転操作設備		○			[別紙21] 既設単線結線図【参考】参照
	無停電電源設備 計装設備・受変電 ・配電用(CVCF)		○			インバータ出力 AC105V、7.5kVA、整流器出力 100A、トランス 15A、蓄電池容量 200Ah/10 時間率
	無停電電源設備 計装設備用(CVCF)	○			○	
②【既設脱水機棟を流用しない場合】	建屋					②既設脱水機棟【既設脱水機棟を流用する場合】を参照
	脱水設備		○			
	乾燥設備 ※ 現在は不使用		○			
	破碎設備		○			
	搬送設備		○			
	監視制御設備		○			
	各種補機設備		○			
	I T V設備		○			
	太陽光発電監視装置		○			
	受変電設備		○			
	配電設備 運転操作設備		○			
	無停電電源設備 計装設備・受変電 ・配電用(CVCF)		○			
③【既設脱水機棟を流用しない場合】	建屋	○ ※6				
	脱水設備	○				
	破碎設備	○				
	搬送設備	○				
	各種補機設備	○				
	ポリマー注入設備	○ ※7			○ ※8	
	監視制御設備	○			○	
	無停電電源設備 計装設備用(CVCF)	○			○	
④受電所	建屋	○				
	受変電設備	○				
	配電設備 運転操作設備	○				
	無停電電源設備 受変電・配電用 (直流電源)	○			○	
	計装設備	○				
⑤自家発電棟	建屋	○				
	非常用自家発電設備	○				
⑥排水池 (既設)	躯体			修 耐		16m×16m×4.5m×3 池
	機械設備	○	○			上澄水取水装置、流入弁、排水弁、排泥弁、補機類等
	計装設備	○	○		○	工業計器(水位計、水位電極等) 詳細は、[別紙20] 既設計装フロー図【参考】参照
⑦排水池 (新設)	躯体	○				
	機械設備	○				
	計装設備	○			○	

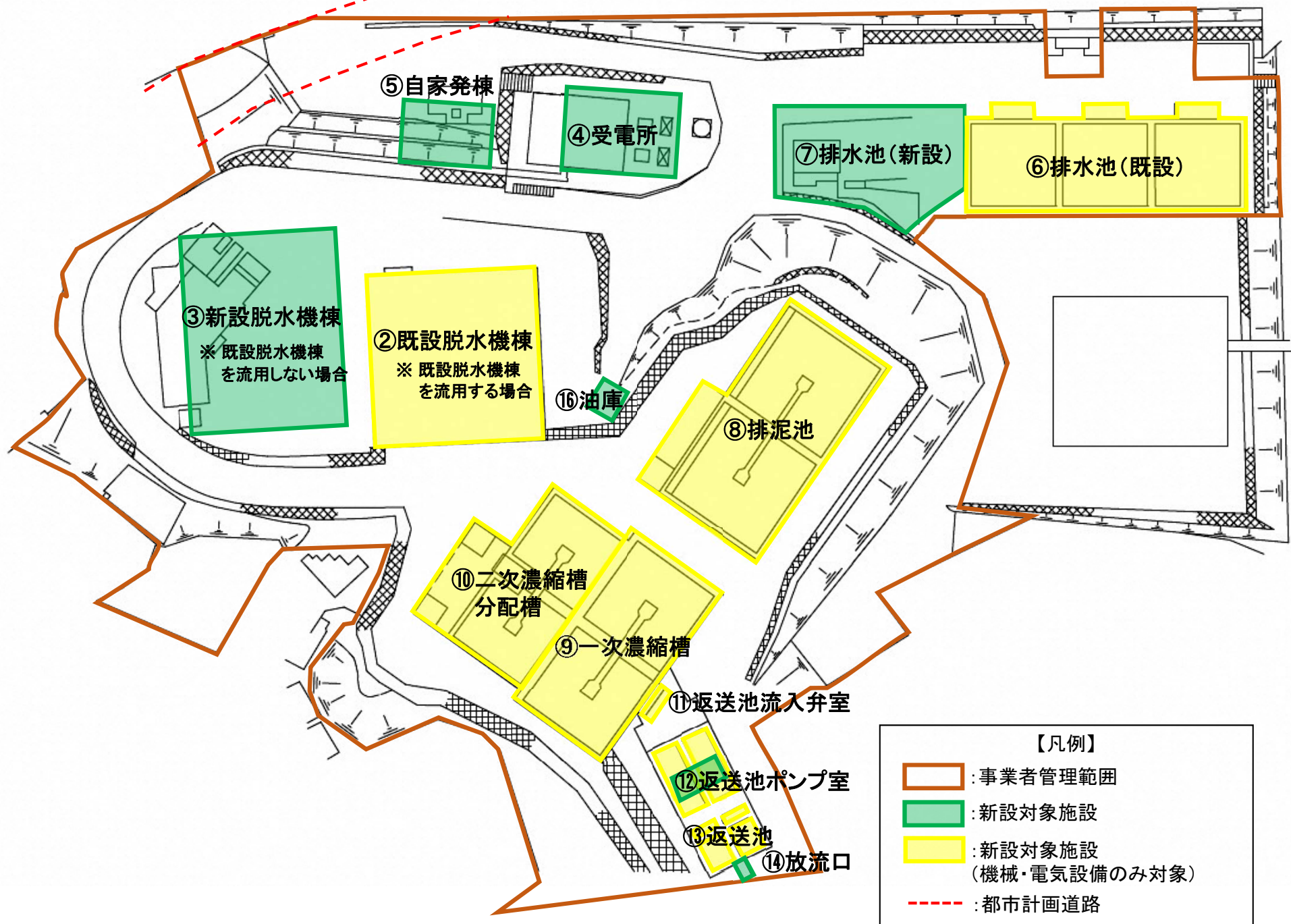
別紙4 設計・工事期間における整備内容と既設仕様等 (3/3)

対象施設	名称	新設 対象 施設 ※1 ※2	既設施設		更新 対象 施設 ※5	既設仕様
			撤去 対象 施設 ※2 ※3	既設 流用 施設 ※4		
⑧排泥池	躯体			⊕		20m×20m×5.0m×2池
	機械設備	○	○			覆盖、上澄水取水装置、流入弁、出口弁、補機類、弁類等 スラッジ引抜ポンプ：無閉塞形渦巻ポンプ、100A×100A、1.53m <sup>3</sup> /分×23.5m、18.5kW×2台 スラッジ引抜ポンプ吐出弁：偏芯構造弁、100A、0.2kW×2台 スラッジ掻寄機：駆動装置、立型サイクロ減速機、1.5kW×2台 封水ポンプ：渦巻多段ポンプ、40A×40A、0.1m <sup>3</sup> /分×100mH、5.5kW×2台 逆送ポンプ：遠心ポンプ、150A×150A、1.53m <sup>3</sup> /分×36mH×1組 雑排水ポンプ：着脱式水中ポンプ、1.5kW×2台
	計装設備	○	○		○	太陽光パネル（覆盖上部に設置） 工業計器（水位計、水位電極、濃度計等） 詳細は、[別紙20] 既設計装フロー図【参考】参照
⑨一次濃縮槽	躯体			⊕		18m×18m×5.0m×2池
	機械設備	○	○			覆盖、弁類等 スラッジ掻寄機：駆動装置、立型サイクロ減速機、0.75kW×2台 濃縮槽入口弁：偏芯構造弁、150A、0.2kW×2台 濃縮槽出口弁：偏芯構造弁、150A、0.2kW×2台
	計装設備	○	○		○	太陽光パネル（覆盖上部に設置） 工業計器（水位計、水位電極、濃度計、界面計（現況不能）等） 詳細は、[別紙20] 既設計装フロー図【参考】参照
⑩二次濃縮槽 分配槽	躯体			⊕		16m×16m×5.0m×2池
	機械設備	○	○			覆盖、弁類等 スラッジ掻寄機：駆動装置、立型サイクロ減速機、0.75kW×2台 濃縮槽入口弁：偏芯構造弁、150A、0.2kW×2台 濃縮槽出口弁：偏芯構造弁、150A、0.2kW×2台 スラッジ圧入ポンプ：無閉塞形渦巻ポンプ、65A×50A、0.33~0.83m <sup>3</sup> /分×20~95mH、37kW×3台 雑排水ポンプ：着脱式水中ポンプ、0.035m <sup>3</sup> /分×21.4mH、1.5kW×2台
	計装設備	○	○		○	太陽光パネル（覆盖上部に設置） 工業計器（水位計、水位電極、濃度計、界面計（現況不能）等） 詳細は、[別紙20] 既設計装フロー図【参考】参照
⑪返送池 流入弁室	躯体			⊕		
	機械設備	○	○			流入弁×2台 等
	計装設備	○	○		○	水質計器（水質自動測定装置（COD、TN・TP、UV）、濁度・SS計等） 工業計器（流量計等） 詳細は、[別紙20] 既設計装フロー図【参考】参照
⑫返送池 ポンプ室	建屋	○	○			S造、建築面積59.1m <sup>2</sup> 、延床面積59.1m <sup>2</sup> （地上1階）
	機械設備	○	○			返送ポンプ：水中ポンプ、300A、8.35m <sup>3</sup> /分×43mH、100kW×4台 吐出弁、逆止弁、空転防止対策、水撃作用対策 等 工業計器（流量計等） 詳細は、[別紙20] 既設計装フロー図【参考】参照
⑬返送池	躯体			⊕		17m×5.25m×5.3m×2池
	機械設備	○	○			門型クレーン5t吊 等
	計装設備	○	○		○	工業計器（水位計、水位電極、流量計等） 詳細は、[別紙20] 既設計装フロー図【参考】参照
⑭放流口	建屋	○ ※7	○			放流口からの騒音対策
	計装設備	○	○		○	工業計器（流量計等）、水質計器（pH計等） 詳細は、[別紙20] 既設計装フロー図【参考】参照
⑮計器室	建屋		○			RC造、建築面積52.0m <sup>2</sup> 、延床面積52.0m <sup>2</sup> （地上1階） 建屋内に設置のテレメータは、局で撤去を実施。
⑯油庫	建屋			⊕ ※6		C造、建築面積19.6m <sup>2</sup> 、延床面積19.6m <sup>2</sup> （地上1階）
⑰その他	場内配管	○	○	⊕		詳細は、[別紙15] 排水処理施設既設配管図【参考】、[別紙17] 主要配管管路図（既設）【参考】、 [別紙18] 主要配管管路図（再整備後）【参考】、[別紙24] 排水処理施設既設ケーブルルート図【参 考】参照
	付帯設備	○	○		○	外灯、電話設備 等
	ガスガバナ設備	○ ※7	○			中圧B/低圧

- ※1 新設対象施設の設置場所及び仕様を指定するものではない。
- ※2 仕様欄に示した設備類に付随するもの（ケーブル及び小配管等）の新設及び撤去等を行う。
- ※3 弁類等は、躯体貫通部を除く配管類を含み、弁体搬出入が難しい場合の開口設置等を含む。
- ※4 設計・工事期間中に事業者が修繕（⊕）や耐震補強（⊕）を行う施設。
- ※5 設計・工事期間を除く運転・維持管理期間に、水道局が目標耐用年数に応じて更新する施設。
- ※6 事業者提案により新設又は既設流用可能とする。
- ※7 新設の有無は事業者提案による。
- ※8 事業者提案により新設した場合、設計・工事期間を除く運転・維持管理期間に、水道局が目標耐用年数に応じて更新。

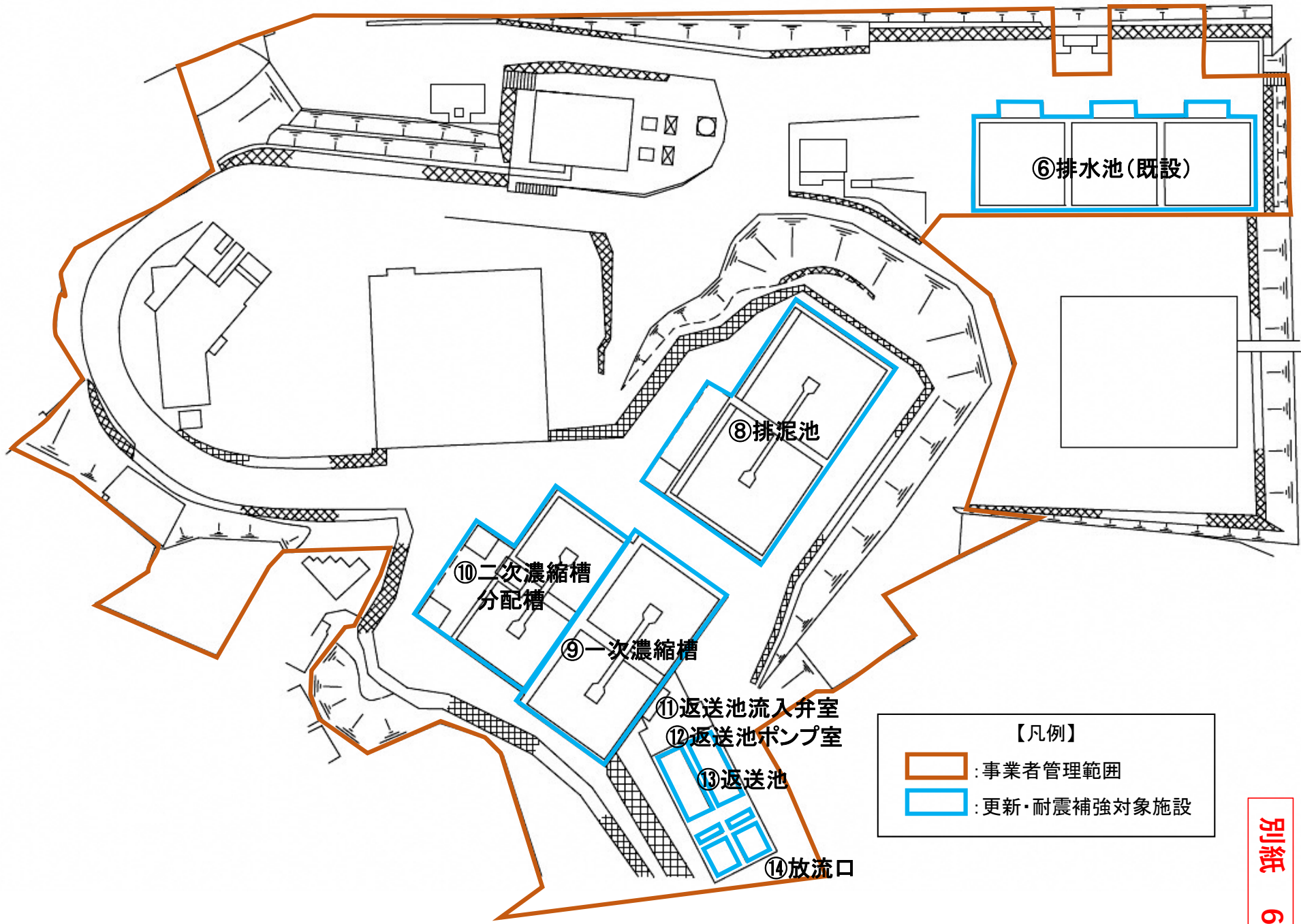


新設対象施設配置 (案)

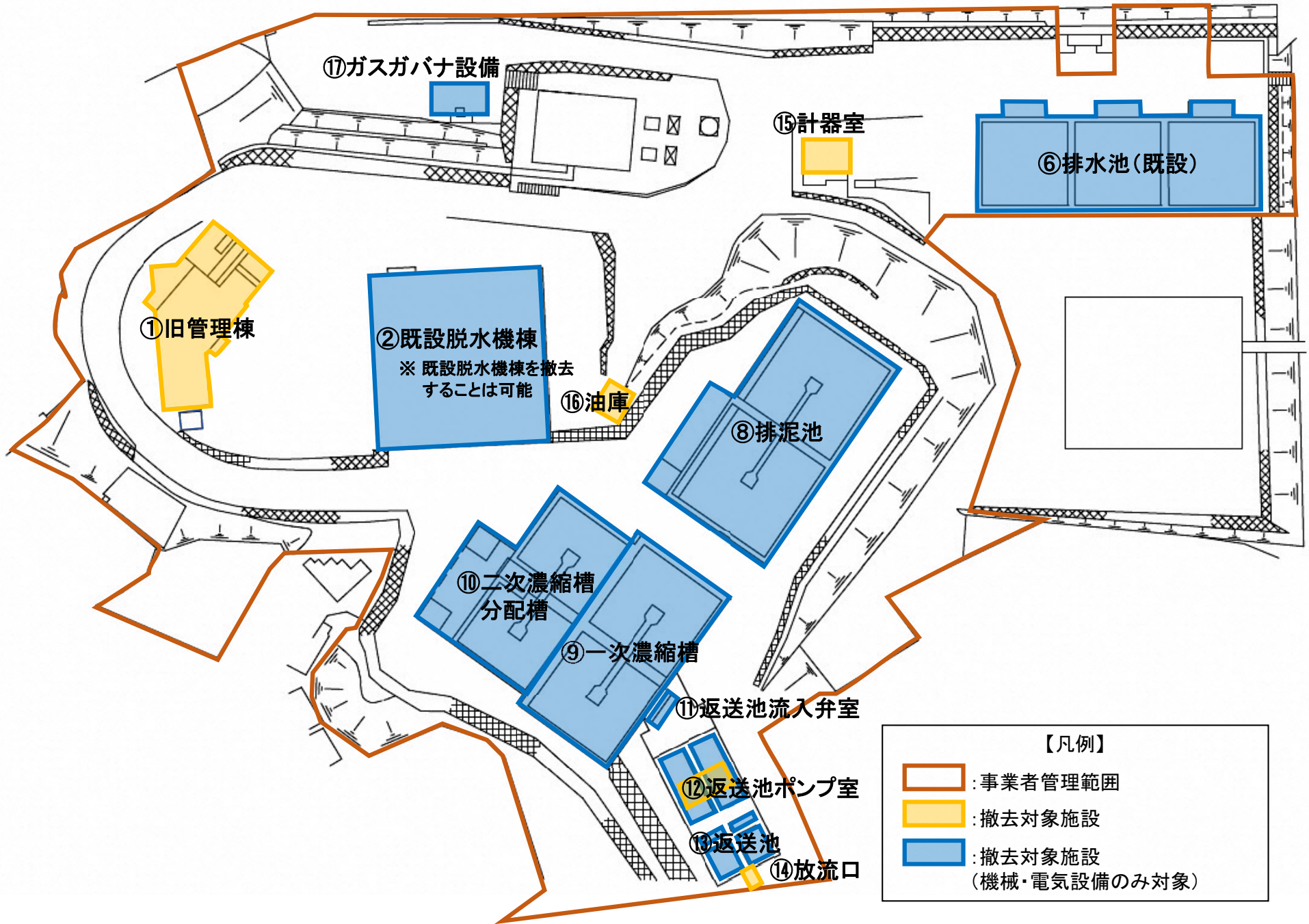


新設対象施設配置 (案)





更新・耐震補強対象施設



②既設脱水機棟  
※ 既設脱水機棟を撤去  
することは可能

⑥排水池(既設)

⑩二次濃縮槽  
分配槽  
⑨一次濃縮槽

⑪返送池流入弁室

⑫返送池ポンプ室

⑬返送池

⑭放流口

⑰ガスガバナ設備

⑮計器室

①旧管理棟

⑯油庫

⑧排泥池

⑥排水池(既設)

⑩二次濃縮槽  
分配槽

⑨一次濃縮槽

⑪返送池流入弁室

⑫返送池ポンプ室

⑬返送池

⑭放流口

⑰ガスガバナ設備

⑮計器室

①旧管理棟

⑯油庫

⑧排泥池

⑥排水池(既設)

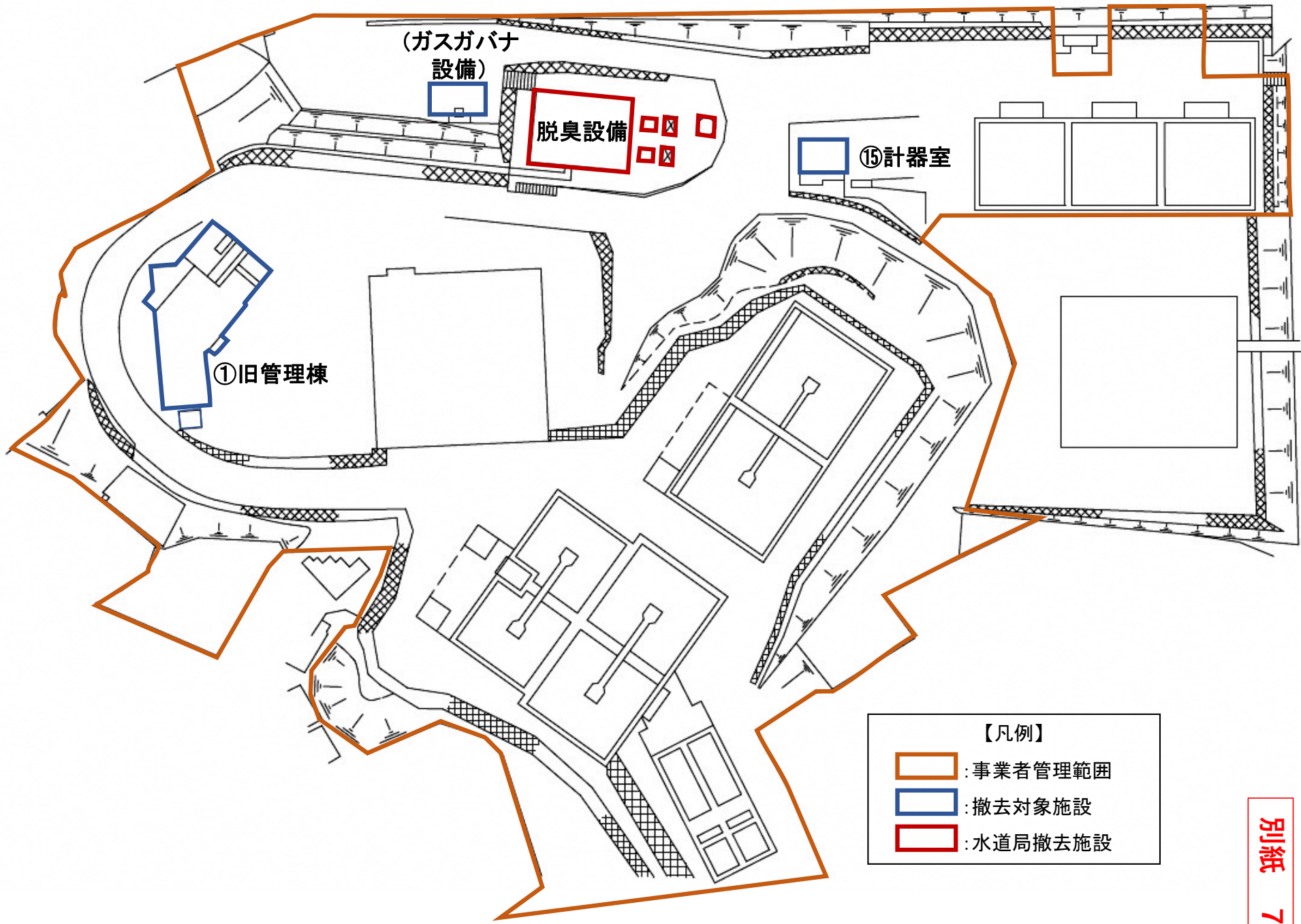
【凡例】

○ : 事業者管理範囲

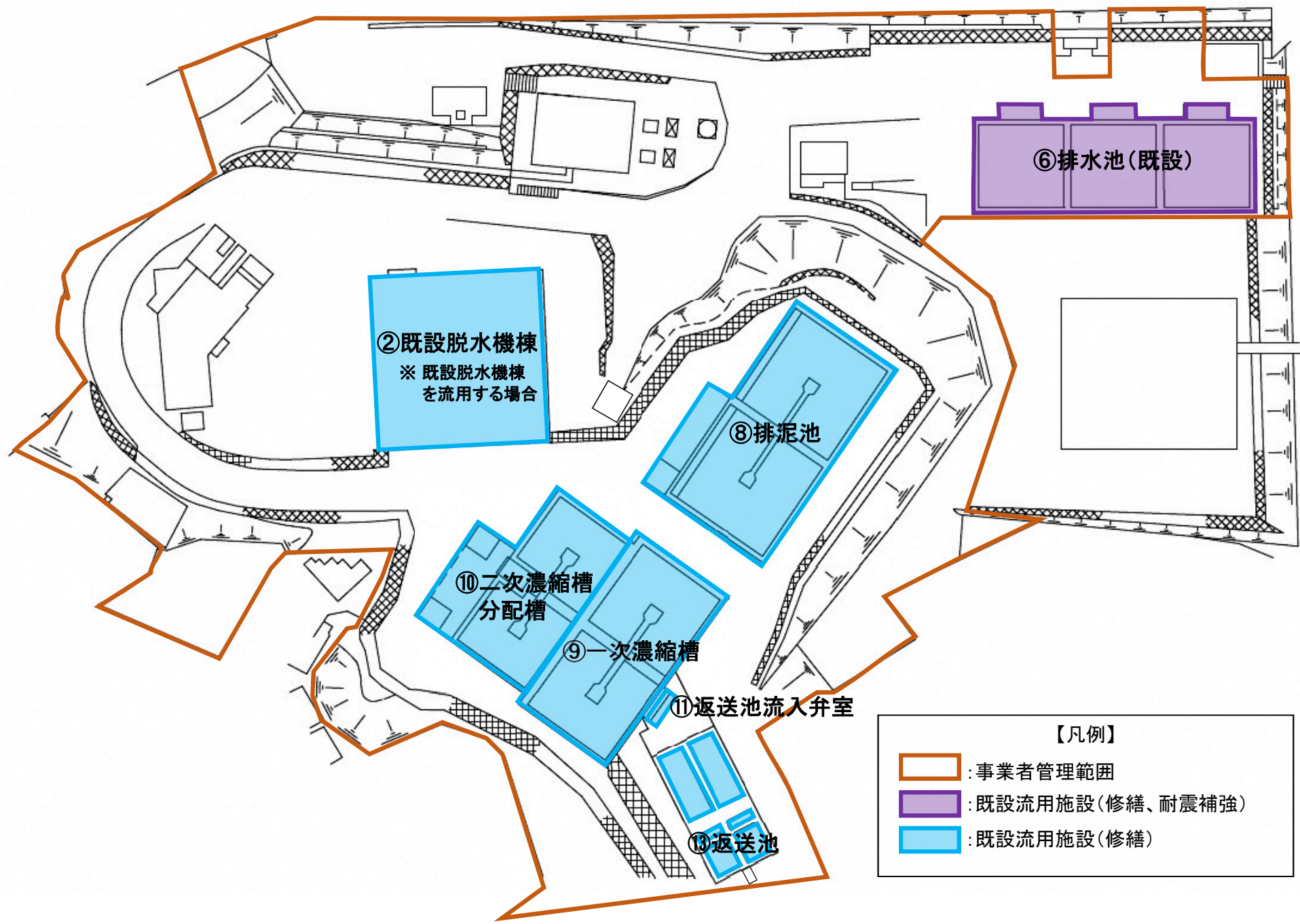
○ : 撤去対象施設

○ : 撤去対象施設  
(機械・電気設備のみ対象)

撤去対象施設



撤去対象施設



既設流用施設

## 閲覧資料一覧

番号	資料名称	作成年度	公開方法	閲覧可能	貸与可能
1	竣工図書・図面（機械設備）15分冊	平成10年度	紙資料	○	
2	竣工図書・図面（電気設備）14分冊	平成10年度	紙資料	○	
3	竣工図書・図面（薬品注入設備設備）	平成10年度	紙資料	○	
4	竣工図書・図面（工業計器・水質計器）	平成10年度	紙資料	○	
5	西谷浄水場排水処理施設 処理フロー	—	紙資料	○	
6	西谷排水処理施設運転管理業務委託報告書等 （安全衛生業務日誌）	平成29～令和元年度	紙資料	○	
7	西谷排水処理施設運転管理業務委託報告書等 （排水処理月例会議事録）	平成29～令和元年度	紙資料	○	
8	西谷排水処理施設運転管理業務委託報告書等 （汚泥堆積計算書）	平成29～令和元年度	紙資料	○	
9	西谷排水処理施設運転管理業務委託報告書等 （排水処理総括日報）	平成29～令和元年度	紙資料	○	
10	排水処理施設作業マニュアル【現時点版】	令和元年度	紙資料	○	
11	既設脱水機棟建屋の構造計算書	—	紙資料	○	
12	西谷浄水場再整備事業基本計画見直し及び設計 条件整理業務委託報告書（排水処理施設のみ抜 粋）【現時点版】	令和元年度	電子データ		○
13	排水処理敷地内建屋位置図	令和元年度	電子データ		○
14	耐震診断報告書（排水池、排泥池、濃縮槽）	平成25、27年度	電子データ		○
15	西谷排水処理施設運転管理業務委託仕様書	平成30年度	電子データ		○
16	巡回点検報告書（水道局実施分）	令和元年度	電子データ（スキャン）		○
17	既設設備の定期点検報告書（機器一覧、点検所 見）（排水処理施設のみ抜粋）	平成30年度	電子データ（スキャン）		○
18	委託業務報告書（躯体清掃・汚泥処分）	令和元年度	電子データ（スキャン）		○
19	浄水汚泥の性状分析報告書	令和元年度	電子データ（スキャン）		○
20	西谷排水処理施設 水質試験結果書（排水水）	平成29～令和元年度	電子データ（スキャン）		○
21	地歴調査報告書	令和元年度	電子データ（スキャン）		○
22	電力使用実績（年報）（排水処理施設のみ抜 粋）	平成28～30年度	電子データ（スキャン）		○

※令和元年度の閲覧資料（閲覧日直近の報告書等）は、閲覧時に提供可能な範囲に限る。

凡例: 負担者 ○主負担 △従負担

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担		備考	
				水道局	事業者		
共通	構想・計画	1	局の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○			
	入札説明書	2	入札説明書の誤り・内容の変更に関するもの	○			
	制度関係	許認可・届出	3	局が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの	○(注1)		
			4	事業者が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの		○	
		法制度	5	法制度・許認可の新設・変更によるもの(本事業に直接かわるもの)	○		
	6		法制度・許認可の新設・変更によるもの(上記以外のもの)		○		
	税制度	7	消費税の変更に關わるもの	○			
		8	上記以外のもの		○		
	社会	住民対応	9	本事業に関する住民反対運動・訴訟・要望等	○		
			10	事業者が行う業務(調査、設計、工事、運転・維持管理等)に関する住民反対運動・訴訟・要望等		○	
		環境問題	11	局が行う業務に起因する環境の悪化	○		
			12	事業者が行う業務(調査、設計、工事、運転・維持管理等)に起因する環境の悪化		○	
	第三者賠償	13	局の提示条件及び指示により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○			
		14	事業者が行う業務により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○		
	安全確保		15	局が行う調査、設計、工事、運転・維持管理等における安全性の確保	○		
	保険の付保と適用範囲		16	事業者が行う調査、設計、工事、運転・維持管理等における安全性の確保		○	
	資金調達		17	調査、設計、工事及び運転・維持管理の各段階のリスクをカバーする保険	○		
			18	<b>本事業に必要な資金の確保</b>	○		
	物価変動		19	<b>事業者が行う業務(調査、設計、工事、運転・維持管理等)に必要な資金の確保</b>		○	
			20	本契約において水道局と事業者との間で予め合意した価格改定条項の範囲内		○	
	構成企業		21	上記以外のもの	○		
			22	構成企業の能力不足等による事業悪化		○	
	債務不履行		23	局の責に帰すべき事由による事業の中止・延期(局の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など)	○		
			24	事業者の事由による事業の中止・延期(事業破綻、事業放棄など)		○	
	不可抗力		25	不可抗力のうち、通常の予見可能な範囲外のものであって、局及び事業者のいずれの責めにも帰さないもの ※ 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象(ただし、別途示す要求水準書(案)等に基準を定めたものにあつては、これを超えるものに限る。)をいう。	○(注2)	△(注3)	
	施設・設備の損傷	調査、設計、工事段階	26	局の事由によるもの	○		
			27	上記以外の要因によるもの		○	
		運転・維持管理段階	28	局の事由によるもの	○		
			29	既設施設において、事業者の適切な管理の下で運転・維持管理が行われた場合	○		
		30	上記以外の要因によるもの		○	オペレーションミス、不適切な維持管理を含む	
	調査、設計、工事及び運転・維持管理費用の増大		31	局の事由による調査、設計、工事及び運転・維持管理費用の増大(局の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など)	○		
		32	上記以外の要因によるもの		○		
調査、設計、工事及び運転・維持管理の遅延及び未完		33	局の事由による調査、設計、工事及び運転・維持管理の遅延及び未完(局の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など)	○			
		34	上記以外の要因によるもの		○		
技術進歩		35	設計、工事段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合		○		
契約締結		36	局の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	○			
		37	事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		○		
調査・設計	測量・調査	38	局が実施した測量・調査内容の誤りに関するもの	○			
		39	事業者が実施した測量・調査内容の誤り及び不足に関するもの		○		
	設計図書等の瑕疵	40	設計図書等の成果物の瑕疵		○		
		41	局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○	土壌汚染除去も含む	
	土壌汚染	42	<b>上記以外のもの</b>	○			
		43	局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○		
	地中埋設物	44	<b>上記以外のもの</b>	○			
		45	局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○		
環境汚染物質(アスベスト、PCB等)	46	<b>上記以外のもの</b>	○				
	47	局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○	資材置き場、残土置き場の確保も含む		
	48	上記以外のもの	○				
工事	局発注の工事	49	局が別途発注すべき撤去工事に係る設計・施工等が遅延した場合において、事業者が行う工事の遅延・未完・費用の増大	○(注4)			
	撤去・建設	50	要求性能不適合(施工不良を含む。)		○		
		51	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○		
運転・維持管理	既設施設(注5)	委託の発注	52	<b>局が別途発注すべきメーカー定期点検に係る設計・履行等が遅延した場合において、設備故障や運転・維持管理費用の増大</b>	○(注4)		
			53	<b>要求水準を満たすために、修繕・更新・撤去の必要が生じるリスク</b>	○		
	新設施設	施設性能	54	<b>事業者が修繕・更新を実施する以前に発見された瑕疵</b>	○(注6)		
			55	<b>事業者が修繕・更新を実施した後に発見された瑕疵</b>	○		
	施設瑕疵	56	<b>要求水準を満たすために、修繕・更新・撤去の必要が生じるリスク</b>	○			
		57	<b>事業者が工事期間中新設・更新した施設についての瑕疵</b>	○			
	浄水処理・工業用水道施設の沈殿池清掃汚泥の処分	58	要求水準書(案)に規定する範囲内		○(注7)		
		59	上記を超えるもの	○			
	浄水処理施設からの排出水量の変動	60	要求水準書(案)に規定する範囲内		○		
		61	上記を超えるもの	○			
ライフライン・消耗品	62	電気、ガス、薬品及び燃料等の供給が停止されるリスク		○			
	63	電気、ガス、薬品及び燃料等の使用量の変動リスク	○(注8)	○(注8)			
発生土	品質	64	浄水処理施設から排水処理施設に対する電気供給停止リスク	○(注9)			
		65	脱水ケーキの品質(浄水過程及び既設施設に起因するもの)	○			
	処分(有効活用)	66	脱水ケーキの品質(上記以外に起因するもの)		○		
67		震災等により発生土の処分(有効活用)が困難となる場合の経済的なリスク		○(注10)			
事業終了	事業終了時の移管手続	68	施設移管手続に伴う諸費用の負担、事業者の清算手続に伴う損益等		○		
	事業終了時の施設状態	69	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○		
その他	上記以外のもの	70		○(注11)	○(注11)		

注1 局が手続きすべき許認可・届出をするにあたり、事業者が作成すべき書類の提出の遅延に関するものは除く。

注2 事業者の管理業務の過失により発生した場合を除く。

注3 当該リスクは水道局が主にリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする。

注4 局が予算確保、設計、施工及び維持管理する上で必要な情報について、事業者の提供が遅延した場合は除く。

注5 **設計・工事期間外に水道局が発注する更新工事は、水道局がリスクを負担する。**

注6 **更新時期について事業者の判断で局が要求水準書(案)で示す更新年度を超えたものは除く。**

注7 既設施設に起因するものは、水道局がリスクを負担する。

注8 **別途発注「西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)により変更される可能性がある。また、費用負担の詳細は、別途、要求水準書(案)で示す。**

注9 事業者が電気供給契約前の期間に限る。なお、事前に協議する浄水処理施設の定期的な電気設備点検等は除く。

注10 やむを得ない理由で局が認める場合は、発生土の処分(有効活用)が実現できない場合でも業務不履行としない。

注11 事由発生時に、局と事業者間の協議で、対応及び費用負担等を決定する。

凡例: 負担者 ○主負担 △従負担

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担		備考	
				水道局	事業者		
共通	構想・計画	1	局の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○			
	入札説明書	2	入札説明書の誤り・内容の変更に関するもの	○			
	制度関係	許認可・届出	3	局が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの	○(注1)		
			4	事業者が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの		○	
		法令	5	法令・許認可の新設・変更によるもの(本事業に直接かかわるもの)	○		
	6		法令・許認可の新設・変更によるもの(上記以外のもの)		○		
	税制度	7	消費税の変更に関わるもの	○			
		8	上記以外のもの		○		
	社会	住民対応	9	本事業に関する住民反対運動・訴訟・要望等	○		
			10	事業者が行う業務(調査、設計、工事、運転・維持管理等)に関する住民反対運動・訴訟・要望等		○	
		環境問題	11	局が行う業務に起因する環境の悪化	○		
			12	事業者が行う業務(調査、設計、工事、運転・維持管理等)に起因する環境の悪化		○	
	第三者賠償	13	局の提示条件及び指示により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○			
		14	事業者が行う業務により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○		
	安全確保	15	局が行う調査、設計、工事、運転・維持管理等における安全性の確保	○			
	16	事業者が行う調査、設計、工事、運転・維持管理等における安全性の確保			○		
	保険の付保と適用範囲	17	調査、設計、工事及び運転・維持管理の各段階のリスクをカバーする保険	○			
	18	本契約において水道局と事業者との間で予め合意した価格改定条項の範囲内			○		
	物価変動	19	上記以外のもの	○			
	構成企業	20	構成企業の能力不足等による事業悪化		○		
	債務不履行	21	局の責に帰すべき事由による事業の中止・延期(局の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など)	○			
		22	事業者の事由による事業の中止・延期(事業破綻、事業放棄など)		○		
	不可抗力	23	不可抗力のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、局及び事業者のいずれの責めにも帰さないもの ※ 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象(ただし、別途示す要求水準書(案)等に基準を定めたものにあつては、これを超えるものに限る。)をいう。	○(注2)		△(注3)	
		24	局の事由によるもの	○			
	施設・設備の損傷	調査、設計、工事段階	25	上記以外の要因によるもの		○	
			26	局の事由によるもの	○		
	運転・維持管理段階	27	既設施設において、事業者の適切な管理の下で運転・維持管理が行われた場合	○			
		28	上記以外の要因によるもの		○	オペレーションミス、不適切な維持管理を含む	
	調査、設計、工事及び運転・維持管理費用の増大	29	局の事由による調査、設計、工事及び運転・維持管理費用の増大(局の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など)	○			
		30	上記以外の要因によるもの		○		
	調査、設計、工事及び運転・維持管理の遅延及び未完	31	局の事由による調査、設計、工事及び運転・維持管理の遅延及び未完(局の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など)	○			
		32	上記以外の要因によるもの		○		
	技術進歩	33	設計、工事段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合		○		
	契約締結	34	局の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	○			
		35	事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		○		
調査・設計	測量・調査	36	局が実施した測量・調査内容の誤りに関するもの	○			
	37	事業者が実施した測量・調査内容の誤り及び不足に関するもの		○			
	設計図書等の瑕疵	38	設計図書等の成果物の瑕疵	○			
	土壌汚染	39	<b>対策が必要となった場合</b>	○			
	地中埋設物	40	<b>局が事前に示した埋設物を除き、対策が必要となった場合</b>	○			
	環境汚染物質(アスベスト、PCB等)	41	<b>対策が必要となった場合</b>	○			
	上記以外に関するもの	42	局が提示した資料等から合理的に推測し得るもの		○	資材置き場、残土置き場の確保も含む	
43	上記以外のもの	○					
工事	局発注の工事	44	局が別途発注すべき撤去工事に係る設計・施工等が遅延した場合において、事業者が行う工事の遅延・未完・費用の増大	○(注4)			
	撤去・建設	45	要求性能不適合(施工不良を含む。)		○		
		46	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○		
運転・維持管理	既設流用施設 撤去対象施設 (建築・土木)	47	<b>要求水準を満たすために、修繕が必要となるリスク</b>	○			
		48	<b>事業者が撤去を行う以前に発見された瑕疵</b>	○			
	既設施設 撤去対象施設 (機械・電気設備)	49	<b>水道局が行う点検・修繕の履行等が遅延した場合における設備故障や運転・維持管理費用の増大</b>	○(注4)			
		50	<b>要求水準を満たすために、修繕が必要となるリスク</b>	○			
	新設対象施設	51	<b>事業者が撤去を行う以前に発見された瑕疵</b>	○			
		52	<b>要求水準を満たすために、修繕が必要となるリスク</b>		○		
	更新対象施設	53	<b>事業者が新設を行った後に発見された瑕疵</b>		○		
		54	<b>水道局が行う点検・修繕の履行等が遅延した場合における設備故障や運転・維持管理費用の増大</b>	○(注4)			
		55	<b>要求水準を満たすために、修繕が必要となるリスク</b>	○			
	浄水処理・工業用水道施設の沈殿池清掃汚泥の処分	56	<b>水道局が更新を行った後に発見された瑕疵</b>	○			
		57	要求水準書(案)に規定する範囲内		○(注5)		
	58	上記を超えるもの	○				
	浄水処理施設からの排水量の変動	59	要求水準書(案)に規定する範囲内		○		
		60	上記を超えるもの	○			
	ライフライン・消耗品	61	電気、ガス、薬品及び燃料等の供給が停止されるリスク		○		
62		浄水処理施設から排水処理施設に対する電気供給停止リスク	○(注6)				
発生土	品質	63	脱水ケーキの品質(浄水過程及び既設施設に起因するもの)		○		
		64	脱水ケーキの品質(上記以外に起因するもの)		○		
事業終了	事業終了時の移管手続	65	震災等により発生土の処分(有効活用)が困難となる場合の経済的なリスク		○(注7)		
		66	施設移管手続に伴う諸費用の負担、事業者の清算手続に伴う損益等		○		
その他	事業終了時の施設状態	67	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○		
		68	上記以外のもの	○(注8)	○(注8)		

注1 局が手続きすべき許認可・届出をするにあたり、事業者が作成すべき書類の提出の遅延に関するものは除く。

注2 事業者の管理業務の過失により発生した場合を除く。

注3 当該リスクは水道局が主にリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする。

注4 局が予算確保、設計、施工及び維持管理する上で必要な情報について、事業者の提供が遅延した場合は除く。

注5 既設施設に起因するものは、水道局がリスクを負担する。

注6 事業者が電気供給契約前の期間に限る。なお、事前に協議する浄水処理施設の定期的な電気設備点検等は除く。

注7 やむを得ない理由で局が認める場合は、発生土の処分(有効活用)が実現できない場合でも業務不履行としない。

注8 事由発生時に、局と事業者間の協議で、対応及び費用負担等を決定する。